

決算審査特別委員会 第2号

平成27年11月26日(木曜日)

○議事日程

1 認定第 1号 平成26年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員(10名)

1番	木村 輔 宏 君	2番	堀 清 君
3番	真貝 政 昭 君	4番	岩間 修 身 君
5番	寶福 勝 哉 君	6番	池田 範 彦 君
7番	山口 明 生 君	8番	高野 俊 和 君
9番	工藤 澄 男 君	10番	逢見 輝 続 君

○欠席委員(0名)

○出席説明員

町 長	本 間 順 司 君
副 町 長	田 口 博 久 君
教 育 長	成 田 昭 彦 君
総 務 課 長	藤 田 克 禎 君
企 画 課 長	小 玉 正 司 君
財 政 課 長	三 浦 史 洋 君
民 生 課 長	和 泉 康 子 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 昌 紀 君
産 業 課 長	宮 田 誠 市 君
建 設 水 道 課 長	本 間 好 晴 君
会 計 管 理 者	白 岩 豊 君
教 育 次 長	佐々木 容 子 君
産 業 課 長 補 佐	井 本 将 義 君
総 務 係 長	高 野 龍 治 君
財 政 係 長	細 川 正 善 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本 間 克 昭 君
議事係長兼総務係長	中 村 貴 人 君

開議 午前10時00分

- 議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。
ただいま委員10名全員が出席されております。
説明員は、町長以下15名の出席でございます。

◎開議の宣告

- 委員長（岩間修身君）** ただいま10名の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

- 委員長（岩間修身君）** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第1号

- 委員長（岩間修身君）** それでは、一般会計の歳出から質疑を行います。
48ページから49ページ、1款議会費について質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（岩間修身君）** ないようですので、次に2款総務費、50ページから77ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○**8番（高野俊和君）** まず、56ページの企画費の中の59ページに15節に工事請負費で空き家解体工事の請負費が出ておりますけれども、この空き家の解体工事、32万4,000円と金額は大変小さいですけれども、これは1軒分の解体の金額ですか。

○**企画課長（小玉正司君）** 空き家解体工事費の件でございますけれども、これは昨年の強風によりまして浜三町内会の堀内さんの家、この1軒でございます。

○**8番（高野俊和君）** 今回は決算議会ですので、この質問がなじむかどうかちょっとわからないのですが、空き家に関しましてはもう春先になりますと落雪の危険などがありまして通行どめにしたりするところがかかり出ております。多分この空き家にも2通りありまして、所有者がありながら全く手だてをしない空き家とできない空き家と、それから所有者と連絡がとれない空き家のケースがあると思いますけれども、これに関して空き家の解体と申しますか、危険な空き家はかなりこれからふえると思いますけれども、今後ともその都度対策、予算とかは考えていくという状況なのでしょうか。

○**企画課長（小玉正司君）** 空き家の問題、以前から問題になってはおりますけれども、全国的な問題になってございます。そういうことで、国も法律をつくって対応、各自治体に委ねているわけでござ

ございますけれども、あくまでもなかなか去年の空き家も解体そうですし、その前もそうですけれども、正式な手続、これは全国的にもほとんど1件、2件しかない状況でございます。そして、民法の規定を利用しまして万やむを得ず事務管理として町がやっている。そういうことで事の性質上、当初予算を設けるかどうかというのは大変難しい問題でございます。ただ、近隣住民に迷惑がかからないよう、なるべく行政として対応できる範囲で対応してまいりたい。そういうことで当初予算については現在検討中で、28年度もなかなか難しい問題でないかなと、そのように考えています。

○8番（高野俊和君） これ仮に古平町で立てかえ払いというか、それをした場合にこの当事者がわかった場合、こういうのって請求できるものなのですか。

○企画課長（小玉正司君） 事務管理、あくまでも万やむを得ない措置として行政でやっている。これについては、当然請求します。ただ、請求してもなかなか回収は難しい状況でございます。今決算でここに出ている事例でございますけれども、この件につきましては所有者とお話ししまして土地の寄附を受けて、そういう形をとってございます。

○8番（高野俊和君） 次に、64ページ、町史編纂費でありますけれども、町史編纂費40万円ほど載っておりますけれども、これも余り決算でなじまないのですけれども、現在のところ町史編さんのこの業務に関しましては長年やっている方をお願いをしているのですけれども、町史編さんのこういう事業みたいなものは現在の担当者が仮に高齢は高齢ですので、その後の継続というようなことはできるものなのでしょうか。この仕事、業務をこなせるというか、そういうことというのは可能なのでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） 今町史編さん室の先生につきましては村井先生、年齢につきましてはちょっと今資料をお持ちしておりませんが、昭和の初期の生まれでございます、かなりお年寄りでございます。ただ、これから町史編さん室の人員に対してどう対応していくかということではございますけれども、それにつきましてはなかなか難しいことがございます。資料の編さん等につきましてもダブる期間、継続してやるにしてもぷっと切って次の人ということにはいけませんから、そういった形では考えております。ただ、町史編さん室ということになりますと人員の配置、なかなか難しい点がございます。これから検討していかなければならない材料かなというふうに思っていましたので、また今後考えていきたいと思えます。

○8番（高野俊和君） たしか村井先生がいないときに役場のOBか何かちょっとお手伝いしていたことがあったような気がしますが、もうそろそろ後継者みたいなものも考えていかないと、そういう時期には来ているのだろうというふうには思います。返答は要りません。

それと次に、65ページのコミュニティバスの運行費969万ほど出ていますけれども、このコミュニティバスは26年に3年契約の初年度で756万から……

○委員長（岩間修身君） 高野委員、マイク入れてください。

○8番（高野俊和君） 済みません。これは、26年度に3年契約のこの年が初年度で756万から1,040万にアップした年だと思えますけれども、それ間違いありませんか。

○企画課長（小玉正司君） コミュニティバスでございますけれども、これは3年間の債務負担行為として車両持ち込みで委託契約してございます。756万というのは、23年、24年、25年、3カ年の

1年分の金額です。そして、今1,040万と言ったのは26年度予算でございまして、ここでは決算として969万4,080円と、そのようになってございます。

○8番（高野俊和君） ちょっと不思議に思ったのは、26年にコミュニティバスの運行費の値上げをした年に70万円以上不用額が出ていますから、そういうことってあるのかなというふうに思ってちょっと聞いたのですけれども、そういうことってあるのですか。

○企画課長（小玉正司君） あくまで予算は予算で、それに対して見積書をもって契約しますので、当然ながら予算と差額は出るものでございます。

○8番（高野俊和君） 終わります。

○2番（堀 清君） ページ数が61ページ、これは町内の連合会に対する補助金なのでありますが、昨年度は全部で118万ほど町内会のほうに助成を出しているのですけれども、細かい明細等々をお聞かせください。

○企画課長（小玉正司君） 町内会連合会の助成金でございましてけれども、これは町内会連合会自体に28万8,000円、あとは町内会活動の奨励金として90万円と、そういうことでございます。

○2番（堀 清君） 町内会のほうに出している90万の細かいことをお聞かせください。

○企画課長（小玉正司君） 90万でございましてけれども、これは各町内会均等割で20%、あと残り80%、72万になりますけれども、これは世帯数割で算出して各町内会に奨励金を支出してございます。

○2番（堀 清君） そういうことになると、全町内会にまずある程度均一な助成をしているという形で、そのような形で理解してよろしいですか。

○企画課長（小玉正司君） 均一といいますか、先ほど言ったとおり均等割2割で世帯数割8割と。そういうことで、一定の決まり事の中に支出していると。金額は、一定ではございません。

○2番（堀 清君） まず、この助成金というのは結構な町内、町内の方々からやっぱり感謝されているのですけれども、このものについては継続的な形の中で今後やっていくかどうかお聞かせください。

○企画課長（小玉正司君） これにつきましては、もうずっと昔からやっている奨励金でございますので、今後も引き続き継続してまいりたいと考えてございます。

○2番（堀 清君） いいです。

○3番（真貝政昭君） 55ページ、賃金のところで庁舎清掃作業員賃金が出ていますけれども、この間町のほうからチラシが入って、清掃作業員の募集がありましたよね。現在の庁舎清掃作業員の労働時間というか、どのような勤務体系で働いておられるのかということと、それから今回新しく出された募集はいつからということで想定されているのか。内容を見ますと、午前中だけの作業というような内容だったと思いますけれども、その辺についての説明をお願いします。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま庁舎清掃作業についております方につきましては、朝6時から8時30分まで、それと午後は午後5時から9時までというような時間になってございます。新規に募る清掃作業員につきましては、平成27年度の12月1日から、時間につきましては7時半から11時までというような時間帯の作業を予定してございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 気になるのは作業の時間帯なのですが、現在の作業形態ですと特にトイレ清掃、役場のトイレについては観光客も対象に入れた利用のされ方をしていますけれども、新しく考えられているこの形態ではそういう面に対しても、衛生面ですね、支障を来すのではないかという疑問があるもので、そこら辺はどのようにお考えなのでしょう。

○総務課長（藤田克禎君） 時間的な配分では、支障を来すような時間帯でございますけれども、現在使っているような状況を考えれば問題ないのではないかなというふうに思っております。極端に観光客が汚したような状態であれば、町にも職員はおりますから、その辺で作業できるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 私の感覚としては、職員の勤務形態を見ますと出勤前、清掃されていると。それから、勤務後の庁舎内から職員が引けた後、清掃されてきれいな状態を保ち続けると。それに新しい作業形態では、どうも衛生面、清潔さという点では疑問が残る作業形態ではないかというふうに感じるものですから、ちょっとそこら辺検討の余地があるのではないかというふうに疑問を感じているのです。全く心配ないということなのですか。

○総務課長（藤田克禎君） 現在やっている作業につきましてもトイレ掃除ばかりではございませんから、その辺では時間帯が午前中であってでも午後から例えば汚物が町のトイレの中に散らばっているような状態であれば総務の職員自体も対応できますし、その辺では大丈夫かなというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） ページは前後しますけれども、65ページの町史編さんに関してです。先ほどの高野委員の質問は、以前から私も質問している内容で、答弁は全くほとんど同じですよ。年齢はかさんでいくのに、もうとっくに心配な時期を乗り越えている状況なのに、いまだそういう答弁なのですね。それで、やはりそういう点では対応としては非常に不満です。

それと、作業をする環境があのように図書室と分離されて改善されたのですが、作業内容を見ますと例えば大量の写真が収集されていますね。これが今の他町村等の現状を見ますと、もうとっくにUSBに納められて、人がかわってもすぐ見れるような状況にされていなければならない、そういう段階なのです。それで、町のほうでどういう人員を今後考えているか全くわかりませんが、少なくともそういう機器に対応できるような方を後任に配置するというか、そういうのは当然考えられて、しかも現時点でお元気なうちにそれが共同作業でやられていなければならない段階だと思うのです。そういう点について、どのような検討状況なのでしょう。

○副町長（田口博久君） 私どもも苦慮している状況もございます。確かに写真、スキャナー、電子媒体で保存する、そういったことも本当に重要なことかと思っております。今真貝委員さんおっしゃった共同作業というお話もございしますが、そこに難しさがあることも実はございします。四、五年前でしたか。臨時の交付金か何かの事業がございまして、それで雇用対策みたいなこともありまして一部資料の整理を行った経過がございします。その際に、写真あるいはそういった既存の資料をファイル化するといいますが、項目と番号をつけて保存するというようなことをした経過もござい

すが、その中でも共同作業の難しさということも実際には出てきました。そういった事実もございます。そういったこともありまして、なかなか進め切れない部分もあります。ですが、私どもも町史、昭和も過去になりましたので、そういったこと、今町史自体がたしか昭和42年までだったと思います。それ以降の記録の整理、そして現在日々の今の毎年、平成に入った今、平成27年ですけれども、日々の記録も残していくことが大事なことかと思っています。そういったことを検討は重ねています。そしてまた、平成30年が開町150年の節目を迎えることとなります。それに向けて、平成28年度でどのような体制を組むかといったことを今28年度で検討をしていこうとしております。その検討をすることまでは決めております。28年度において、その30年度に向けて何をしていくのかといったことを決めていこうとしております。その中で、当然に今の町史の体制、あり方、こういったものも決めていく必要があるということで内部では既に検討はしております。そういった状況です。

あと、それからちょっとつけ加えさせていただきますと、そもそも「せたかむい」の発行の経過というのは町史の発行までの間に町史に記録し切れない埋もれた、ちょっと言葉はおかしいですけども、町民の生活のようなものを合間に出していこうというようなことが「せたかむい」発行の経緯であります。ですから、「せたかむい」あるいは今のふるさと通信、そういったものがありきということではないわけですけども、確かに今の村井先生は専門的な知識が本当に豊富で、この先生の後を業務内容をそのまま引き継ぐというのは非常に大変なことかと思っておりますけれども、逆に今の歴史、昭和の歴史を後世に残すということも町史の将来に向けての重大な役割の一つかなとも思っております。当然にその前に真貝委員さんおっしゃった過去の資料をきちんと閲覧できるような形にするということも含まれますけれども、そういった形で28年度において30年度という節目もございますので、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） 大きな事業を控えての今の段階で、そういう説明は初めて伺いましたので、前向きな答弁だというふうに伺って終わります。

それと次、コミュニティバスなのでですけども、細かいあれは抜きにして、これは朝、新地方面から小学校に届けているあのバスとは全くかかわっていないあれでしょうか。

○企画課長（小玉正司君） 朝、新地から学校に向かうのはスクールバスでございます。

○3番（真貝政昭君） では、それは教育費で伺いますので、よろしくお願いします。

それから、69ページです。住基カードの発行を前回伺いましたけれども、毎年の発行件数が10件ほどという説明だったのでですけども、住基カードを発行するようになった当初からの発行件数というのは前回答弁があったような毎年10件程度の件数だったのか、それと総体的に現在までの発行件数というのは把握できるのでしょうか。今答弁できなければ、後でわかるような状況になるのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 発行当初からの年度別の発行枚数は、今ちょっと手持ち資料がないのですが、後ほど何かの資料の形で提出したいと思っております。年間10件程度ということで、ことしに限りましてはここに載っていますように1枚1,414円ですので、26年度の発行枚数は5枚となっております。資料は、後ほど提出させていただきます。

○3番（真貝政昭君） ページは別になるのでしょうかけれども、マイナンバーが出てきますよね。これのそちらでの把握の仕方というのは、同じような把握の仕方になるのでしょうか。マイナンバーは、カード化するかしらないかということなのですか。それもそちらで把握しておくような作業になるのですか。

○民生課長（和泉康子君） 基本的には、住基カードとマイナンバーのカードはまた別物で、今皆さんに通知されているのが通知カードということで、まず皆様に12桁の番号をお知らせしています。それで、個人個人の考え方によりましてそのカード、住基カード以上の機能がついているものを交付申請するかどうかということなのですが、国のほうでは皆さんが申請したほうがメリットありますよというような宣伝になっていますけれども、今窓口で相談を受けたりしている30人程度は申請を出していますけれども、住基カードよりは発行枚数はふえるかと思っております。

○3番（真貝政昭君） 同じページになりますけれども、選挙の関係ですけれども、期日前投票なのですけれども、この期日前は例えば町議選挙の場合ですけれども、古平は火曜日に告示されて日曜日に投票となりますね。期日前は火曜日から土曜日まで、それから時間は何時から何時までというふうな内容になっていますか。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○総務課長（藤田克禎君） 期日前投票につきましては、告示日の翌日から、時間につきましては午前8時半から午後8時までとなっております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） それと、ことしは選挙の集中した年ですけれども、国政選挙は毎年のように今は連続してやられていますけれども、古平の場合の期日前投票の投票率というのはどの程度の実績になるかわかりますか。

○総務課長（藤田克禎君） わかりますけれども、ただいま資料を持ってきておりませんので、後ほどお知らせするような形でお願いいたします。

○3番（真貝政昭君） 選挙民の期日前の利用の率だとか、それぞれの町村によって特徴がありますので、町議選挙と、それから道議選挙、国政選挙と、いろいろと種類分けして、できればその動向がわかるような状況をつかみたいので、後ほどそれはお願いしたいと思います。

それと、投票所なのですけれども、基本的に選挙民は投票箱に向かって土足で投票できるような環境になっていると思うのですけれども、そのような把握の仕方でもよろしいでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） 施設によりましては、土足でない場所もございます。例えば沖の集会所だとか明和集会所だとかというのは、1回玄関で靴を脱いで入り込むような形になってございます。

○3番（真貝政昭君） そのほかは、そうしたら土足でということなのだね。余市の町議選挙に多少かわりまして、余市の選挙民から苦情を、余市での苦情です。それを伺ったところ、かなり高齢の方で靴の脱いだり履いたりという行動が不自由になってきた方たちの不満として、土足ですつと投票できるような投票所にしてほしいという、そういう苦情があったのです。もし改善できるものであれば、そのような方法ができるのではないかというふうに思うのですが、全くできない状況なのでしょうか、この2つの投票所については。

○総務課長（藤田克禎君） 内部で検討してまいりたいと思います。

○3番（真貝政昭君） マイナンバーは何ページでしたっけ。

（何事か言う者あり）

○3番（真貝政昭君） 61ページの社会保障・税番号制度システム整備業務委託料、それからもう一つありましたよね。63ページの上段のほうです。社会保障・税番号制度中間サーバー負担金というふうになっています。それで、どうもこの平成26年度からこのように出始めてきて、27年度で予算化されていますけれども、さきの議会でこのハードの面と今後のソフトの面でどのような負担がかかっていくのかという質問ありましたけれども、それについての答弁は前後ありますので、後でまとめてみたいというのがありましたよね。まだ途中経過ですか。

○総務課長（藤田克禎君） 済みません。まだ途中経過でございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に3款民生費、78ページから101ページまで質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 初めに、82ページの生活支援ハウス運営費でちょっとお伺いします。

13節の委託料ですけれども、これ職員の人件費、ショートステイなどの人件費と思えますけれども、現在男子、女子に分けて何人いるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 高野委員、今の現状でしょうか、それともこの決算の状況でしょうか。

（「この決算の」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 決算の状況ですね。職員6名で、男性1名、女性5名と女性1名の分、4分の1の分を見っております。トータルでは7名になるのですけれども、そのうちの1人、女性の分は4分の1をここで経費を見っております。

○8番（高野俊和君） この職員は、全員が基本的には毎日出勤するものなののでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この職員の業務形態としては、日勤の部分と、それから夜勤の部分とございます。夜勤に入っている時点では日勤はしていませんので、あと早番、遅番というような体制を組んでやっております。基本的には、通常3名くらい日勤で、夜勤1名でという体制をとっております。

○8番（高野俊和君） これ今回の26年度決算、当初予算もそうですけれども、25年度の予算、それから当初予算よりもかなり減っているように思うのですけれども、数減ったのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この委託料の経費ですが、かかる人件費から入居者の居室にヘルプ事業として入った収入、それとショートステイの収入を差し引いて委託料としておりますので、その収入の状況によっても変わりますので、当初予算とは若干変わってくるようになります。

○8番（高野俊和君） 次に、84ページの介護認定調査員が出ていると思うのですが、これ古平のケアマネジャーさんだと思いますけれども、どのような構成になっておりますか。これは、毎年メンバーは同じメンバーで、資格などは当然あると思うのですが、どういう資格なのでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 介護認定調査員については、現在3名の方がおりますが、高野委員からお話がありましたケアマネジャーとは別な人間でございます。資格としましては、この業務に携わるに当たって研修を受けていただいて、その研修を修了した者に認定証を与えております。その認定を受けている者が実施しております。ちなみに、26年度、認定調査件数が3名、12カ月、トータルで198件やっていただいております。

○8番（高野俊和君） 次に、86ページの介護保険地域支援事業なのですが、ここに13節の委託料で市民後見推進事業委託料72万6,000円ほど載っておりますけれども、これどのようなことをするのでしょうか。これたしか新しい項目だと思いますけれども、どのようなことをするのか説明できるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この委託料については、年度途中で補正させてもらった案件でございます。これは、国の100%補助事業を使いまして、小樽・北しりべし成年後見センターのほうで受任する者に対して日々のお世話をする方々、市民後見人という方々を利用して日々のお世話をしておりますが、その人を養成する事業を古平町が国から補助を受けまして、それを小樽・北しりべし成年後見センターのほうに委託しまして後見人の養成をしております。ちなみに、この年で古平町に関係する市民後見人、新たに2名の方、登録になっております。講習自体は8人の方、受けていただいているのですが、最終的に登録に至っている方が2名です。ほかの6名については、日々の業務上まだ登録できないということで最終登録には至っていません。要件的には、かなり満たしている方々です。

○8番（高野俊和君） ということは、この制度に合格と言えれば変ですけれども、この後見人になった人の中でも古平の人が必ずしも古平に来てそういうお世話をすることでもないし、他町村からの人が古平でお世話するということもあるし、古平の人が他町村に行ってお世話するということもあるという、そういう考えなのでしょうか。そういうことなのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基本的に被後見人の方、お世話される方が古平に在住されている方については、古平の市民後見人もしくは後見センターの職員が直接でお世話することになります。ただ、古平町の事例でいきますと大体が後見を受けた後、余市の特別養護老人ホーム等に入られる方もしくは当初から入っている方とかありますので、その際には余市の市民後見人の方にお問い合わせするような形をとっております。

○8番（高野俊和君） 88ページの介護予防生活支援対策費なのですが、これ前にも聞いたのですが、これはあれですね。除雪サービスを受けれる条件というのは、介護認定を受け

ている人で独居とか単身の人でしたか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ちょっと細かい要件、今手持ち資料を持ち合わせていなかったの
で、介護認定を受けているもしくは障害の等級を持っている方で、非課税世帯の方で高齢夫婦もし
くは独居の方という条件がついております。

○8番（高野俊和君） たしか毎年五十四、五件前後だったと思うのですけれども、降雪量が15セ
ンチ以上というふうな記憶でありますけれども、件数や降雪量の上限に大きい変動はありますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 平成26年度に利用された方が33名になります。ちなみに、平成26
年度が46名の方ですので、13名ほど減ってございます。降雪量では、ちょっと押さえていないので
すけれども、出勤回数的にいきますと平成26年度が38回出勤しております。それに対して25年度で
31回ですので、若干ふえております。この利用者の人数、減っている状況については、ほほえみく
らすができて在宅からそちらに移られた方がおりますので、それが大きな要素だというふうに私も
も捉えております。

○8番（高野俊和君） 次に、94ページなのですけれども、子育て世帯臨時特例給付金なのですけ
れども、19節の負担金補助及び交付金なのですけれども、これは金額1人につき3,000円だったと思
うのですけれども、間違いないでしょうか。そして、何世帯ほどこれを受けているのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 子育て世帯の臨時特例給付金は、児童1人に対して1万円で、対象児
童が237名、世帯としては146世帯に給付しております。

○8番（高野俊和君） この子供の対象年齢というのは何歳からでしたでしょうか、そしてその家
族の収入に関係はあるでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） まず、対象年齢ですけれども、中学生以下の子供に対してとなってお
ります。収入ですが、児童手当をもらっている方は全て対象になりまして、古平町では2名、2件
の方が対象外となっております。2名分は、所得によって対象外になっておりますけれども、児童
手当の対象者の子供に対して給付しております。

○8番（高野俊和君） わかりました。

次に……幼児センターまでいいのですよね。101までですよね。

○委員長（岩間修身君） 101まで。

○8番（高野俊和君） 101までですよね。次に、96ページの幼児センター費なのですけれども、こ
の7節の賃金のところで養護教諭が9万2,400円と載っているのですけれども、この金額に大変ばら
つきがあるように思うのです。25年度は54万ですし、26年度の予算から見ても半分以下ですし、ど
うしてこう養護教諭の賃金がこれだけばらつきが出るのか説明をお願いしたいと思います。

○民生課長（和泉康子君） 今ご質問がありました今年度の9万2,400円につきましては、バス遠足、
運動会、生活発表会等で1日8,400円の11日分です。25年度につきましても、一応行事のほかは歯科
健診だとかということで26年度よりも行事以外のときにも必要時に応じて出勤していただいたの
で、決算額に差が出ております。

○8番（高野俊和君） この幼児センターの養護教諭というのは、基本小学校の養護教諭さんが幼
稚園で活動するというものでしたでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 在宅におります養護教員免許を持っている方に必要時に出勤していただいております。

○8番（高野俊和君） これに直接関係ないのですが、26年度は毎年出る臨時保育士の決算がありませんでしたけれども、26年度は必要なかったということでしょうか。退職者が出なかったというふうに、そういう認識でしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 今おっしゃっているのは、臨時保育士の賃金ということだと思いますが、表現違うのですが、こちらのほうで代替保育士賃金ということで126万4,200円出ているのです。実人数としては、2名の方に150日ほど出勤していただいております。

○8番（高野俊和君） 最後ですけれども、100ページの乳幼児等医療対策費なのですけれども、20節の扶助費で、たしかこれは26年度までは該当が中学生であったというふうに記憶していますけれども、間違いありませんか。

○民生課長（和泉康子君） 25年、26年、ともに対象者は中学生まで無料ということで変わっておりません。

○8番（高野俊和君） たしかこれ今年度から子供医療扶助費になって、18歳までに上がったやつだと思いますけれども、この26年当時で収入の目安とか、そういうのはあったのでしょうか。その該当する子供たちの家庭の収入の目安みたいなものはありましたか。言っていること、ちょっとあれですか。中学生まで該当でしたよね。その該当する子供のところの収入の目安というものはありましたか。

○民生課長（和泉康子君） 道の交付金の対象としましては、大体460万円程度の方を対象としていますけれども、古平町は所得制限を撤廃していますので、所得が幾らあってもうちの乳幼児医療の対象としております。

○8番（高野俊和君） この病院、言い方はちょっと変ですけれども、古平町が契約していない病院にかかった場合でもこの制度というのは生きるのですよね。

○民生課長（和泉康子君） 北後志と小樽の幾つかの病院につきましては、カードを見せると無償で診療できるのですけれども、それ以外は全国どこでも1度医療費負担をしていただいて、領収書を役場に持ってきた時点で役場のほうから負担、必要な分を本人に償還払いするという制度でやっています。

○8番（高野俊和君） この決算に関係なくて申しわけないのですが、ことしの予算でこれは子供医療扶助費になって18歳まで伸びていたと思うのですが、条件というのは全く変わらないのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 本年度の高校生までの拡大の件なのですが、高校生までというか、18歳の年度末ということで、今ひきこもりで学校へ行っていない子とかもおりますので、子育ては18歳までと児童福祉法にもありますので、婚姻したり自分で仕事をして社会保険を自分で掛けているような方は対象外としております。

○8番（高野俊和君） 終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

(何事か言う者あり)

○委員長(岩間修身君) 真貝委員、途中ですが、休憩のため、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○委員長(岩間修身君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3款民生費、78ページから101ページまで質疑を許します。

○3番(真貝政昭君) 先ほど来質問されている項目として、福祉給付金だとか国がやる事業を古平町が町内の対象者を相手にしてやった事業については、今回の説明資料には載っていないのですが、こういうような臨時的な事業について予算段階では説明されるのだろうかけれども、決算時点で確定するわけですから、こういう決算資料に載せるというふうにはできないでしょうか。

○財政課長(三浦史洋君) ご質問なのですが、26年度は臨時福祉給付金と、あと子育ての世帯の特例交付金を出してしまっていて、決算説明書の55ページお開きいただければ、そちらのほうに載せてございます。説明書55ページ開いたようですので、一番上、民生課のほうで1行目と2行目です。先ほどもご質問とかあったもの、説明欄に載っております。このような形で個々には載せてございます。特筆で新しい項目としてどんとすることはしてございません。

○3番(真貝政昭君) よくわかりました。

それと、高齢者の通院サービスの件ですけれども、ページ数が89ページになります。これについて説明をお願いします。実績です。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) まず、資料要求ありました資料、皆様のところにお配りしているものの……失礼しました。資料要求されていませんね。申しわけございません。まず、利用者については28名の方が利用してございます。28名の方が利用されていまして、行く病院、余市、小樽が主でございます。それで、中にはどうしても専門的な関係から札幌の病院に行かれていた方もいます。年間トータルの累計の利用回数ですが、163回利用されています。

以上です。

○3番(真貝政昭君) これの額の財源なのですから、全額一般財源でしたよね。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) こちらは、財源は一般財源で見えています。

○3番(真貝政昭君) 道だとか国だとか介護保険を利用したというあれはなかったですか。全額一般財源というあれでしたか。

○財政課長(三浦史洋君) 済みません。財源のことなので、お答えいたします。

説明書の80ページ、81ページ、お開きください。過疎債つけております。説明書80ページの表の高齢者自立生活、3番目です。事業名、3番目、事業費54万8,000円ということで右のページに財源内訳載せております。町債、過疎債のソフト事業で50万円、残り4万8,000円が一般財源です。

○3番(真貝政昭君) 子ども医療費などもたしかあれは交付税措置される、やっぱり過疎債でしたか。過疎債使える項目としては、こういう医療関係、通院を含めた医療関係というのは使えると

いう、そういうものなのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 子供の医療費の部分ですが、先ほどの説明書80ページ、81ページで4番で載せてございますが、この関係も過疎債ソフト事業ということでつけれます。

○3番（真貝政昭君） 町でやっているこの種の事業で、まだまだそういう過疎債を使えるような事業というのはまだあるということなののでしょうか。全部使い切っているのですか。

○財政課長（三浦史洋君） まず、過疎債は有利ですので、ご存じのとおりなるべくつけるようにしております。なるべくというか、それに該当になるかはいつも考えてございます。現在は、過疎債をつける部分は大体つけております。

○3番（真貝政昭君） その上段、89ページの委託料なのですが、除雪サービス委託料なのですが、80万5,398円の箇所です。これは、玄関前の除雪に限られていましたか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基本的には玄関前、道路まで、おおむね1メートル幅でというふうになっています。そのほかに、屋根から落ちた雪が窓等にかかってきて危険性がある場合に限って支援をしてあります。

○3番（真貝政昭君） 毎年道のほうに道道の除雪の関係で要望している項目に高齢者、障害者の家庭の車庫前にどっと雪を置いていくのに困って、それを何とかすれという要望を上げているのですけれども、ことし道側の回答としては町のほうの除雪サービスがあるので、そちらを活用してください、道は予算がないのでという、そういう回答を続けているのです。確にかた雪を押し出すのに非常に困難を伴う家庭というのはふえているというのもありまして、道が言うようにそういう可能性があるのかというふうに思っているのですけれども、そういう検討はされたことはあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、この事業、道の補助金が入ってございます。そういった中で事業を進めていまして、道道もしくは国道に面した利用者のお宅で置いていかれた雪についても基本的には処理するように業者のほうには言っておるのですが、ただ時間帯、その除雪サービスに入った時間帯の後に除雪車が来て置いていかれたものについて、どうしてもこなし切れていない。1日に33件、26年度でいきますと33件のお宅を回ることとなりますので、どうしても時間的な制約があって、除雪車が通った後にサービスに入ったお宅についてはそこまで何とかやっているのですけれども、除雪サービス入った後に除雪車が来た場合には対応できていないという部分で、反省材料の一つとして持っているのですが、それをどう解決していくのかというのがちょっとまだ検討段階であります。

○3番（真貝政昭君） 車庫前のそういう要望については、実績があるということなのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 失礼しました。車庫前は対応していません。あくまでも玄関から道路に出るまでの間というふうにしていますので、車庫前は対応していません。

○3番（真貝政昭君） 道の言い分は、そういうことなのです。今の答弁のように、道の補助金が入っているからそういう言い方をするのだろうけれども、町の除雪サービスを利用させていただきたいと、そういうことなのです。ぜひ検討課題として入れておいてほしいと思います。

次です。社協の関係の人件費を把握してみたいと思っているのですけれども、どうも予算の中で

散らばっているようなので、説明していただきたいのですが、まず79ページの下段のほうになりますけれども、19節の社協の運営助成金なのですから、この中に人件費というのは入っているのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 79ページ、19節の古平町社会福祉協議会運営費助成金753万2,897円は、この内訳はまず会長の報酬30万、それから局長の人件費の2分の1、決算額でいきますと327万8,370円、それから主任の決算額、これが4分の3をこちらで見えています。これで264万8,833円、それから管理系の職員の2分の1を見えています。これで100万1,259円、それから非常勤職員分として、26年度ちょっと人事の関係で非常勤職員を雇っております。この分、30万4,435円を決算してございます。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、この額は全額人件費ということですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） そうなります。

○3番（真貝政昭君） 局長の2分の1、主任の4分の3、係の2分の1ということなのですから、そのほかというのは社協の財源というのは何ですか。これを埋めるものです。局長の差し引いた2分の1、主任の4分の1、係の2分の1はどこから引っ張る。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、局長の2分の1をこちらで見まして、残りの2分の1につきましてはデイサービス事業の指定管理料のほうで見えております。あと、主任の4分の1の分につきましては同じです。あと、管理系の半分についてもデイサービス事業で見えてございます。

○3番（真貝政昭君） デイサービス部門ですけれども、それはこの決算書の183ページの中に書かれているのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） それは、介護保険サービス事業特別会計、決算書のページ数でいきますと348ページ、349ページになります。こちらで局長2分の1、それから先ほどの答弁、失礼いたしました。訂正させていただきます。局長については2分の1、先ほどの回答とおりです。あと、管理系については4分の1をデイサービス事業で見えております。それから、あと主任の分についてはヘルプ事業のほうを社協独自で行っておりますので、こちらで見えております。あと、管理系の4分の1もこちらで見えております。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、続きになりますけれども、介護保険サービス事業というのは、これは社協のほうの人件費、ここで支出のほうに……どこでしたっけ。先ほど課長、介護保険サービス事業特別会計のほうの歳出のほうからで説明してましたっけ。先ほどの財源として見るところは、349ページと言っていましたっけ。これの給料、手当も含まれると思いますけれども、先ほどの課長が言っていた町のほうで見ている分以外のものについては局長の2分の1、そのほかの4分の1というのは給料、手当、共済費を含めたものなのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今のご質問に対する直接の答えとしては、349ページの2節の給料、3節の職員手当等、それから4節の共済費のほうから支出してございます。それで、つけ加えてちょっと紛らわしい言い方を私していたと思うので、整理してお話ししますと、まず局長については人件費の2分の1を社協の運営費補助金、残りの2分の1をデイサービス事業の委託料の中で見ている。それから、主任については助成金で4分の3を見て、デイサービス事業で4分の1を見てい

る。それから、管理系の職員については助成金で2分の1を見て、デイサービス事業で4分の1を見て、残り4分の1については社協独自で行っておりますヘルプ事業のほうで見ております。

○3番（真貝政昭君） 社協独自でやっているヘルプ事業で働いている方たちの人件費というのは、どこで見ればいいのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 社協独自で居宅介護支援事業所を運営してございますので、そちらでの経費として見ておりますので、役場の決算書の中には出てきません。

○3番（真貝政昭君） だけれども、実際にこういうヘルプ事業からも財源を充てるとかとなっているところを見ると、そういう経営内容は役場のほうでは把握されていることなのでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 把握してございます。その職員の業務の割合に応じてある程度比率を出して行っておりますので、どの仕事の主でどのぐらいの量をその業務でやっているのかという観点から振り分けをしてございます。ヘルプ事業の資料については、今持ち合わせてございませんので、ちょっと詳しい話はできないです。

○3番（真貝政昭君） 私以外の先ほど来質問されている方の中で、ヘルプ事業のかかわっている職員の人数とか説明されていませんでしたか。それは、この決算書の中には説明された箇所についてはあるのではないかと思うのですが、全くなかったですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ヘルプ事業です。まず、提供責任者1名、職員がいます。そのほかにヘルパーさん、平たく言いますとヘルパーさんを雇って行っています。今実人数で、ちょっとうる覚えになるのですが、3名の方がいたかなと思います、ヘルパーさん。ヘルプ事業として行っている2もしくは3名の方がヘルプ事業に携わっています。

○3番（真貝政昭君） 了解しました。83ページの生活支援ハウス運營業務委託の箇所とは違う業務の内容になるのですね。そういうことですね。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この生活支援ハウスのヘルプ事業、これは生活支援ハウスに配属になっている職員もしくは臨時職員が生活支援ハウスの入居者の居室にヘルプ事業として入っている場合のものであります。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、この生活支援ハウスに配属されている方以外の方がヘルプ事業として稼働しているということでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 済みません。細切れに話しするから、ややこしくなるのですね。そうですね。ヘルプ事業の職員としては、この生活支援ハウスに配属になる職員、それと各家庭、居宅のほうに行っている職員、先ほど説明した2名の方というのが居宅のほうに行っている方々になります。

○1番（木村輔宏君） 私、認定した立場ですから、余り聞くのはやぼですけども、まず1つ2つ聞きたいのですが、ページ数ちょっとあれですけども、敬老会の記念品代として百二十何万、これは去年の……

○委員長（岩間修身君） 何ページ。

○1番（木村輔宏君） 85ページ、これはこの26年の記念品というのは何だったのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 答弁調整お願いします。

○委員長（岩間修身君） はい。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 最後のほう聞こえなかったのですが。

○1番（木村輔宏君） 26年度の記念品は何だったのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 平成26年度の記念品ですが、まず米寿、喜寿の方に対してはタオルケットを贈ってございます。それから、対象者全員の方に対しては電子レンジで使える容器をお渡ししてございます。

○1番（木村輔宏君） それは、何人かの方、会員さんがいてというか、委員さんがいて決めるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この記念品、おっしゃられているのは対象者全員の方にお配りするものことかと思えますけれども、長年続けておりまして、ある程度予算、単価というものを決めた中で毎年ある程度違うものをといることを考えていきますと、なかなか毎年苦慮しております。そういった中で、保健福祉課の中でこの担当、係、私を含めてある程度ことしはこの辺のものを、去年が食品であればことしは雑貨でいこうかとかというように考えて、予算に見合うカタログ等を見ましてことしはこの辺でいこうか。何種類か候補を上げた中で、保健福祉課の中でどれがいいだろうということはある程度アンケート調査しまして、一番人気のあったもので決めていております。

○1番（木村輔宏君） この容器がどうこうということは大した問題ではないというよりも、お年寄り結構よかったと思うのです。実は、ことしのものが不良品と言ったら申しわけない言い方も、知らない、ちよせない方がすごく老人に多かった。私のところにも10人ほど来ています。ということで、お年寄りが使える商品としてこれから選ぶべきではないのかなというのが、決算ですから、26年のものですから、それにどうこうではなくて、やっぱりお年寄りが全員使える商品をひとつお願いしたいということなのですから。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 敬老会終わった後から数々お叱りを受けております。平成27年度については、ライトつきのFMラジオを皆さんにお配りしました。私どもは、ライトとラジオがついているということで利用価値があるのではないかとということで選んだのですが、実は実際のことを詳しく自分で操作してみたところ、なかなか操作方法もちょっとわかりづらい操作方法で、ましてやスピーカーがついていなくて、イヤホンをしなければ音が出ないというような仕組み、それと大量に1,000個オーダーをしていますので、不良品もその中にそこそこあったということと、あと地域によってFMラジオの電波が入らないところもありました。お叱りを受けてお宅を訪問して調査したら、その地域がたまたまFMラジオの電波が届かないところだったとか、機械自体が不良品だったとか、さまざまありました。その後いろいろお叱りを受けながら対応させてもらいましたけれども、来年以降もうちょっと簡単に使えるようなものと考えていきたいと思っております。

○1番（木村輔宏君） 多分もっと使えない人いっぱいいると思う。そのまんまの人が結構いると思います。これは、今課長の答弁で結構だと思います。

それから次、88ページのひとり親家庭医療扶助費というものが75万4,733円ですが、この年の予算が148万9,000円なのです。そうすると、約半分ですね。ということは、この予算のときの扶助費と

いうものが人数どのくらいの予定だったのか、それから実際にこの支払われた人数がどのくらいだったのかちょっと教えていただきたいのですけれども。

○民生課長（和泉康子君） 予算額に対して決算額ということなのですけれども、まず子供の場合と大人の場合ということで、親の場合は3割負担ということですので、例えば入院してしまうと一度に10万とか20万、もしくは減額証を出さなければ一気に30万なりに対する1割をこちらで負担するという形になりますので、これは全く1人でも100万行くこともありますし、30人でも50万ということがありますので、ちょっと予測がつかない状態であります。それで、予算の積算としましては対象者がひとり親の親が25名、子供が36名対象者がおりますので、その分を過去5年ぐらいの推移を見まして、支出ですので、それがマイナスにならない率を掛けまして大体毎年同じぐらいの予算をいただいております。

○1番（木村輔宏君） もう一つ聞きたいのですけれども、もしこれに関係する方がいたらちょっと表に出てほしいのですけれども、成年後見センターの関係なのですけれども、これもしそれにかかわっている方がいたら出ていただきたいし、いなければ大丈夫だと思うのですけれども、ということはこの成年後見人の資格を受ける……いいかな。いるのか。

（何事か言う者あり）

○1番（木村輔宏君） いるの。ごめんなさい。

（7番 山口明生君退席）

○1番（木村輔宏君） この成年後見人の資格というものが新しく出て、本格的にできたわけなのですが、この資格というのは最近よく新聞、テレビ等々出ているようにその方の財産というものを守るという意味でいけば、そういう方々に対するやっぱり金額的な管理とかというものは非常に大切な問題だろうと。そういうものに対する資格に対するそういうものって何かあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、資格ということに対しては国家資格等ではございません。ただ、この市民後見人になるために、まず基礎の勉強として3日間、それから実践の勉強で4日間、それと施設の実習というも行かれてございます。まさしく専門的な知識の勉強で、これ余り全国で見るとそれほど進んではないのですが、幾つかほかの県でもあるのですが、ほかの県によっては1カ月間びっしりその研修を受けてというパターンもございます。それは、さまざまです。ただ、この小樽・北しりべし後見センターについては後見センター自体に専門職の職員がおります。社会福祉士の方がおまして、この方々は単独で裁判所から受任を受けれるレベルの方々です。そういった方々がセンターの職員としておられて、この職員の下で市民後見人というものが日々の貯金をおろすだとか、支払いだとか、そういうことに携わってくれています。その仕事をした都度、業務報告書をセンターの職員に渡してございます。それを月もしくは年単位できちんと整理した記録を家庭裁判所のほうに提出してございますので、こんな言い方は変なのですけれども、例えば弁護士だとか専門職の方が単独で後見を受けられるよりもこのセンターで受けられたほうがより人の目が通るということで、事故防止の面では安全なシステムかと思っております。

○1番（木村輔宏君） 何かここにいたから、ちょっと言いづらい、聞きづらい話になってきたのですけれども、あともう一つだけ聞きたいのですけれども、課長ご存じのとおり今までもそういう

制度がありますので、そのこととはちょっと別でしょうけれども、普通でいくと弁護士から委託されるという場合が結構多いようですけれども、全く違うのですか。では、逆に違う、いろんな形の中でもう一つあるのはその方々というか、家族が後見さんを選ぶという権利はあるのですか。例えば古平でいくと3名なら3名、5名なら5名いる中でこの方をお願いしたいという、そういう制度というのはその制度の中にはあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 制度としては、基本的には家庭裁判所の裁判官が後見人を決定いたします。ただ、その決定に至る経過の中で申し立てをされた方が実はこの弁護士をお願いしたいです、その弁護士と事前に打ち合わせ、相談をしたら受けてもいいですよというお話をいただいていますという申し立てのときにそれを付記して申し立てする場合に、後見人がある程度準備ができているということで、すんなり判決がおりの場合がございます。全くもってそういう方がいない、まず被後見人を保護したい、守りたいということで、とりあえず申し立てをしますといった場合には家庭裁判所の裁判官が適任者を探して、その適任者であろう方に受任させるということになります。そういった場合がおよそ弁護士の方がなるケースがございます。私どもがかかわっている場合については、町長申し立てということになるのですが、大体は後見センターのほうとある程度打ち合わせをして、後見センターのほうで受けてもらえるようお願いしていますので、申し立ての際にもそれを家庭裁判所のほうに後見センターのほうで受ける用意があるということを相談していますということをつけ加えて申し立てをしています。基本的には、これ弁護士が決めることですので、付記したとしてもそのとおりにならない場合もございます。あくまでも弁護士が最終決定するものがございます。済みません。裁判官が決定するものであります。

○1番（木村輔宏君） それってあれですか。どうしても認知症も絡んでくるわけですがけれども、もちろん。それについては、町にもそういう方がいますよという報告が来るのですか、それとも後見人のこうなりました、こうなりますよということについては町にも報告が来るのですか。それと、関連しますので、実際に今古平にもそういう方がいらっしゃるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、家庭裁判所のほうで被後見人、後見、保佐、補助というレベルがありますけれども、その判決を下しますと登記されます。その登記された段階で各その住民登録を置いている役場の戸籍の担当のほうにその通知が参ります。町長申し立てをしている場合には、申立人に対しても通知がございますけれども、家族が申し立てた場合には町の戸籍のほうにその通知が入ってございます。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

（7番 山口明生君着席）

再開 午前11時58分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○9番（工藤澄男君） 83ページの委託料について、こういう聞き方がいいのかどうかわかりませ

んけれども、高齢者の緊急通報業務委託料ありますけれども、これはこれを利用されている方は大変これで喜んでいると思うのですけれども、ことしもまた古平町では数名の孤独死というのが出ていまして、これに対して何か違う対応みたいなことを考えているのであれば教えていただきたい。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、この緊急通報業務委託料の状況ですけれども、資料要求あったものの9ページに……済みません、8ページです。8ページに状況が書いております。最高で49件つけておりまして、通報等508件あって、試し押しだとか誤報だとかいろいろありますけれども、26年度については事件性のものは特になかったということになります。

それで、工藤委員のご質問の趣旨……

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ことしに入ってちょっと何件か、私どもの捉えでは孤独死というか、何日以上たったらという一応の基準がございますので、そこまでには至っていないかなとは思いつつも、確かに一人で気づいたら亡くなっていたというケース、私も何件か対応してございますが、この緊急通報サービスについては機械で実際に電話回線を使って、大丈夫ですか、大丈夫です、もしくはぐあい悪かったらボタンを押してというやり方でした。工藤委員のほうから前にもご質問あったかと思うのですが、安否センサーの関係について、よいち福祉会のほうで始められている状況を参考にしまして、業者のほうにその安否センサー、それと今の緊急通報とあわせ持つてできるものがないのかということで調べた結果、とある業者のほうであるということで、あと何社かそういう業者はあったのですが、予算の関係等も含めて、あとサービス内容をあわせて今28年度事業でできないかということで協議している最中です。

○9番（工藤澄男君） わかりました。

次に、89ページの先ほどから出ています除雪サービスの問題なのですけれども、実際にいろんな方から話を聞きますと、喜んでいる人がたくさんいるのですけれども、除雪車と玄関前を除雪する人のタイミングが非常に悪いというのが結構聞こえてくるのです。それで、結局雪はかいてはいくのだけれども、その後に除雪車が来ると。先ほど同僚委員も言っていましたけれども、その都度近所の人に頼んで投げてもらったり、それからある町内の方では女の方でありますけれども、民生委員さんがスコップ持って行って、その家の前を除雪してあげているのを何回も見たことあるとかということあるので、この除雪サービスをしている業者さんと、それから道路除雪している業者さんとでちょっとうまく話し合いなどをして、もっとうまく利用できるようにできないかと思っているのですけれども、その点どうでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この除雪サービス事業については、工藤委員のほうから過去再三いろいろとご意見いただいているところであって、私どものほうでもよりいい方法というものを模

索してございますが、なかなかその関係者の除雪サービスをする側の関係だとかいろいろありまして、より町民、利用される方が今以上によくなったということを書いてもらえるような仕組みというものをつくっていくためにいろいろと考えております。道路の除雪業者とこの除雪サービスの業者との連携等々も考えられますけれども、それもまたちょっとその日によって急遽出動したりだとかいろいろありますので、ちょっとその辺の連携もすごく難しいものがあるのかなというふうに感じております。ただ、ある程度きめ細やかな今課題になっている事項等、極力解決していけるような仕組みというものを今なお継続して検討してございますので、もうしばらくお待ち願えればなと思っております。

○9番（工藤澄男君） わかりました。

最後に、ちょっと確認なのですけれども、93ページの手話の部分なのですけれども、それから91ページの手話通訳者費用弁償と、この2点は大体関連していると思うので、ちょっと聞きたいのですけれども、手話の通訳者というのは今実際に何人いて、それから実際にその手話の対象者は何名なのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、91ページのほうから説明いたします。

91ページ、8節の報償費で手話通訳者活動報償費、それから9節旅費で手話通訳者費用弁償、この2つあります。まず、手話通訳者、この活動を実際にされている方については1名です。手話通訳できる登録員としては、古平町の登録員としては3名の方おりますが、2名の方については家庭の事情だったりとか仕事の事情だったりとかで、実際の活動をしてきている方については1名です。登録員としては、そのほか余市町の手話通訳奉仕員も登録してございます。十数名おります。1時間1,000円をお願いしております、38時間分ということになります。旅費については、余市もしくは小樽の病院に行った際等にその費用弁償をしているものです。

それから、93ページのこれは補助金ですね。まず、上段の北後志地区手話奉仕員養成事業の負担金については、北後志5町村共同でこの手話通訳奉仕員の養成を行っております。全体事業費としては45万円、講座は7カ月間で28回講座を開いて、26年度でいきますと当初10名の方が受けて、そのうち古平1名の方がおります。養成中です。この養成についても入門編、基礎編、実践編、応用編も5年くらいかけて一人前の手話奉仕員になってもらっております。その下、古平手話会研修事業補助金、こちらは古平の手話会というものがございます。会員が12名、この中に手話通訳奉仕員の方もいます。古平で手話通訳をされて、手話通訳をやれる方、ある程度レベルがありますけれども、そういうレベルの上の方から下の方までがいて、これらの12名の会員が日々その通訳を使っていないと忘れてしまう、もしくは余市で養成講座をやっていますので、業務上、余市にはちょっと行けないのだけれども、古平だったら何とか行けるといふ方々のため、あわせて振興局にこの専門員の方がいます。その方に来てもらってこの勉強を、日々の研さんをしている事業に対して補助金を出しております。手話を利用されている方は、町内3名の方が利用しております。

○9番（工藤澄男君） 先ほどでは、まず1名の方のほかに3名がいて、2名の方はいろいろ事情でということだったのですけれども、なぜ私今回これを聞いたかといいますと、実際に病院であったのです、手話の方がついて病院に行っているのが。そうしたら、3名おった場合に、1回に3人

が病気になるとは限りませんが、もしこの1人の人についていた場合に、次の人がもし同じ日にぐあい悪くなったときに果たして対応できるのかなというのがちょっと頭にあったものですから、それでまずきょうこれをちょっと聞いてみたわけなのです。そういう点はどうなのでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 恐らく工藤委員見られたのが掖済会古平診療所あたりかなとは思いますが、実際の定期通院の関係で3名のうちお二人の方が同じ日で前後して受診をされるという場合に、1名の方で対応してもらっております。ただ、工藤委員おっしゃられるとおり1人の方は定期通院で支援している最中にもう2人の方のどちらかが急遽ぐあい悪くなった等で病院等に行かなければならないといった場合に、その対応をどうするのかということに対しては、今実際には活動はしていない2名の方にうちのほうからどうでしょうかという話をさせてもらいまして、それでどうしても都合がつかないといった場合には余市におられる奉仕員、うちのほうで登録しておりますので、その方に応援要請をする、それでもだめな場合には北海道のこの協議会がごさいます。そこの登録員を派遣してもらおう。最寄りの余市、小樽等々のこの登録員になっている方々を派遣してもらおうという形になっておりまして、これは北海道の協議会と委託契約を結んでおります。今のところ、そこまで利用するということには至っておりません。

○9番（工藤澄男君） 終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 民生費、終了いたしましたので、ここで1時10分までお昼休み、休憩をいたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時08分

○委員長（岩間修身君） それでは、会議を再開いたします。

休憩前、民生費まで行っていますので、次に4款衛生費、102ページから111ページまで質疑を許します。

○8番（高野俊和君） なるべく予算のほうに入らないように注意してやりますけれども、もし入り過ぎたら委員長、とめてください。

初めに、104ページの保健事業費の中の妊婦一般健康等診査の通院支援費でありますけれども、これ平成26年度で妊婦を受け入れることが可能な病院は小樽、後志を含めて何軒あったのでしょうか、そして今何軒受け入れることは可能でしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ご質問の趣旨としては、妊婦健診を受けれる病院ということかと思うのですが、実質的に通われている方々の状況からいって小樽に3病院、3つの病院がございました。ただ、これは妊婦健診を受けれる病院として3つ、そのうち26年度は分娩までできる病院が2つでした。今現在は、妊婦健診を受けれる病院としては3つ変わりはございません。これは全て小樽になります。分娩までできる病院が1です。

○8番（高野俊和君） 診察を受けれる病院が3で、分娩まで至るところは現在1しかないということは、小樽、後志ではなかなか間に合わないと思いますけれども、人数的なこととおおむねわかりますか。26年度でどのぐらいがかかっているか、そして分娩まで行っている人がどのぐらいいるのかということは、もしわかりましたら。わからなければいいですけれども。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 26年度決算の内容でいきますと、かかわるものが105ページの13節委託料の一番上で妊婦一般健診等委託料、それから19節で通院支援の助成金になっています。これらの経費にかかわっている方の人数が16名になります。

○8番（高野俊和君） これ分娩が現在1施設しかないということは、ここ以外の病院、例えば札幌とかの病院に行ったときでもこの制度というのは受けれるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、委託料の健診のほうですが、これについては全国どこでもとなります。あと、通院のことについては状況、状況によるのですが、これは1回、バス代程度ということで往復2,000円の助成をしております、通院支援助成として。これが例えば札幌まで行くとすると、この金額では合わないという計算になります。また、道外で里帰り出産をする場合についてもその里帰りしたご自宅から最寄りの産科病院までの交通費というのが果たしてそうなのかという部分があります。過去の事例でいきますと、ある程度それに対応したことはやっております。今実例的に小樽協会病院の分娩休止になって以来、札幌でという方が、古平から札幌に通っているという方が今のところ出ておりませんので、実際に検討は入ってございません。この件については、小樽を含めた6市町村の担当課長会議の中では問題視されております。この通院支援助成を行っている町村のほうが少ないです。今現状は小樽なんかもやっていないのですが、このことについて検討していかなければならない。まずもって小樽協会病院の分娩再開が最優先ですけれども、それまでの間実例的に出てくるのであれば、そのことも考えなければならぬという課題が出ております。

○8番（高野俊和君） 次に、これまたちょっと決算となじまない感はあるのですけれども、106ページの火葬場費なのですけれども、ここに修繕費が二百十何万出ていますけれども、火葬場につきましてはここ数年来の懸案事項で、第5次総合計画の中にも載っているのですけれども、毎年見ますと修繕費が決算でかなりかさんできています。26年度も二百十何万あるようになっているのですけれども、他町村との兼ね合いもあって検討中であるというのは聞いていますけれども、そろそろ単独でも考えなくてはならない時期に来ているのかなというふうに思いますけれども、答えられたら説明を一言でいいので聞きたいと思いますけれども、どうでしょう。

○民生課長（和泉康子君） 今火葬場の修繕費の216万ですが、まずそちらのほうで通常例年にセラミックだとか、いろんなものを定期的に計画立てて変えていって、毎年100万から200万程度かかっていますということで、この200万の中にはその予定していた修繕のほかに火葬場の和室の床が抜け落ちた部分の修繕だとか、サッシ、あと火葬炉の台車がちょっとレールが曲がったのでということでまた別枠で20万ぐらいかかっています。そして、決算の数値に対してはそうなのですけれども、火葬場の新しい火葬、それについては今担当者段階でことし3回打ち合わせしまして、共同設置した場合のメリットとデメリット、あと今火葬場が古平町からなくなる、または余市町からなくなる

といったときの町民感情、その辺だとか、共同設置したときの負担割合というところのちょっとパターン化を数字つくっています。それで、12月に入りましたら副長レベルで1度話をすり合わせまして、12月末か1月には町長レベルでの話し合い、27年度中に単独または共同設置という結果を出したいというところまで進んでおります。

○8番（高野俊和君） 説明も十分過ぎるほど説明いただいたので、何も言うことはないのですが、冬、春先になりますと屋根の前のほうの雪がかなり積もりますので、屋根が少し折れかかって左側のほうに傾いているような感じがします。戸があかないのも多分そのせいがあるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺も含めて検討もしていただきたいというふうに思っております。

終わります。

○3番（真貝政昭君） 先ほど質問のあった105ページの妊婦一般健診の件です。小樽の病院、診療所の件が説明されていましたが、余市の協会病院での産婦人科の科目はなかったですかね。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 余り町民の方々に知られてはいないのですが、実はあるのです。健診はやっているようです。ただ、常勤医でなくて月に何回か来て診ていただいているようですが、余り妊婦の方々それを知らないようで、今までの状況からいって健診を受けてそのままその病院で分娩ということで、小樽の健診だけの病院もごくごく少数の方々がそこに通われたぐらいで、基本的には小樽の2つの病院に通ってそこで分娩をしていたという状況で、余市の病院が実は定期的に毎日ではないですが、やっているという状況は知らない方が多いのではないかなというふうに捉えています。

○3番（真貝政昭君） 近いほうが楽ですし、通院助成でも経費節約というのものもあるし、それから余市協会病院の内容充実という点からも余市のほうでも要望し続けているやつなので、ぜひとも力を入れてほしいなと思います。

それと、通院の実態なのですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 通院、この助成の内容としては小樽駅前近辺までバスで行かれた場合の運賃千何十円かと思いますが、端数を切りまして1,000円、片道1,000円、往復で2,000円の助成をしております。16名の方、単純にこれ38万2,000円の決算ですので、単純に割ると191回分、これ16名の方で割ると1人約12回、健診自体は14回ありますので、健診14回全部受ける前に年度の区切りが来た方もいますので、単純に割っていくと1人12回分になります。これは計算上で、ある方によっては10回分までこの26年度予算で支出している、さまざまです。実際に通院されている方の実態については、きちんとアンケートをとっているわけではないので、聞き取りになるのですけれども、大概の方は自家用車で行かれているパターンが多いかと認識しております。

○3番（真貝政昭君） それから、出産の費用なのですが、今相場はどのようになっていますか。それと、町が担当する部分は国保なのでしょうけれども、出産に当たっての費用の支払いなのですが、特に経済的に困りの家庭の場合、この支払いについての件は滞りなくやれている状況なのかどうか、その実態について伺います。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 分娩費用については社会保険、それから国民健康保険で、今ちょっと正確な数字は頭の中にはないのですけれども、四十数万円が出ているかと思えます。それを実際にはかかった費用が40万弱ぐらい、多少補助のほうから、出る補助から数万円が手元に残るような病院でかかる経費というふうに捉えています。その経費については、国民健康保険、社会保険のほうから直接病院のほうに支払われて、その差額分が国保なり社保から本人に支払われるという仕組み、これが基本であるというふうに私は捉えております。

○3番（真貝政昭君） 終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に5款労働費、112ページから113ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 加工協の破綻に関しまして、その後の失業された方たちの身の振り方、どのような状況に落ちついているかということなのですけれども、説明できますか。

○産業課長（宮田誠市君） 加工協の破綻の関係でございますが、6月の定例会でこの件の報告をする機会を与えていただきました。それ以後の関係として、今のご質問の内容については調べてございませんが、その時点ではあくまでも事業終了後、つまり失業対策をいろいろした中でもって、その6月末時点では引き続き雇用されている状況であって、さらには急増した仕事に対応する人件費と助成の関係でも事業経営に貢献していると捉えております。

○3番（真貝政昭君） それ以上の進展というか、それ以後の状態で失業状態の人とか、そういうのはあるのですか。

○産業課長（宮田誠市君） その件につきましても、先ほど言いましたとおり調査はしてございませんが、あくまでも6月時点では88.4%の就業を見ているということでもって、それ以後の調査はしてございません。

○3番（真貝政昭君） 終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に6款農林水産業費、114ページから125ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） 121ページの森林総合整備事業の中の121ページにあります19節の負担金補助及び交付金ですけれども、この中に未来につなぐ森づくり推進事業とあるのですけれども、これ

1年間の事業というふうに思いますけれども、これは受ける人は個人で受けるのでしょうか、そしてこれは具体的にどのようなことをする人でしょうか。

○産業課長（宮田誠市君） この事業につきましては、伐採後の確実な植林を支援することにより森林資源の循環利用を促進して森林の有する多面的機能を発揮する農山村地域づくり、そのための山村振興づくりの一つでございます。事業の内容につきましては、造林業者1社に対しましてカラマツが1ヘクタール、トドマツ0.2ヘクタール、2.5ヘクタールの植林を行っております。

○8番（高野俊和君） そうしたら、これはあれですね。町から委嘱されている人ということではなくて、その専門職の人をお願いをして単年度事業として行っているという事業なのでしょうか。

○産業課長（宮田誠市君） そのとおりでございます。

○8番（高野俊和君） わかりました。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款商工費、126ページから131ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に8款土木費、132ページから141ページまで質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 132ページの土木総務費の13節委託料ですけれども、これ道路ストック総点検業務委託料ありますけれども、これたしか26年度、期日を決められて道路を点検するというような説明を受けたと思うのですけれども、これ26年度で全て終了できた事業なのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいまのご質問ですが、町道の劣化度、路面の簡単に言うところとこぼこ度あるいはひび割れ、陥没、そういった路面の調査、それから街路灯の劣化度、そういった主に2点をこの委託で調査しております。事業としては、単年度で全路線を調査はしてございませんが、街路灯につきましては把握している本数は全て調査しております。それから、道路につきましては主要箇所として13路線、調査延長としては1万3,647メートル、その結果、修繕が必要だということにつきましては4キロほどの箇所が何らかの修繕が必要だという結果が出てございます。

○8番（高野俊和君） この点検というのは、制度みたいなので決められて、何年周期とか必ずこういう町村で行わなければならないという、そういう決まりはあるものなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 道路法におきましては、さきの笹子トンネルの事故を受けまして、平成26年だと思いますが、緊急点検を各市町道路管理者にするよう指示がありまして、そういった経過から法律的にはトンネルと橋梁、それから特殊な形のもの、門型の標識、よく国道にこうやってでっかく張り出したそういった大型のもの、そういったものは橋梁が5年に1回、これは今までも点検は道路管理者が点検することは当然のことなのですが、法律的に定められたのが5年に1度、近くで見なさいと、近くで見て点検しなさいと、遠くで見るのではなくて。そういった考え方が導入されてございます。ただ、それ以外の道路等につきましては法律の義務はございません。

○8番（高野俊和君） わかりました。

あと、その後、最後なのですけれども、これは140ページの前から言われていることなのですけれども、19節の負担金補助及び交付金なのですけれども、これ25年度はたしか14件で340万円ほどかかったということで、26年度、少し上がって533万幾らですけれども、課長、きのう説明のときに普及率が52.何%とたしか言ったと思うのですけれども、26年度にこのリフォームした件数というのはわかりますでしょうか。そして、このリフォームしたところが全て下水道工事も込みでやった事業だったのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君）　きのう下水道で説明した12件、新規で接続しましたという、そのうちで最終的には52.5%だったと思います。このリフォーム事業でも下水道に対する補助金が適用になりますので、それについての実績ですが、平成26年度はこの補助金を使って下水道を接続した方は7件でございます。それ以外の12件で残り5件ですか、その方はリフォームの補助を使わないでやったということになります。

○8番（高野俊和君）　これ補助の限度額がかかった経費の30%で、金額にすると30万円ということだったのだらうと思いますけれども、これ余りあれなのですけれども、浜町と西部方面で普及率に大きい差というのはあるのですか。

○建設水道課長（本間好晴君）　済みません。もう一度お願いいたします。

○8番（高野俊和君）　今回でトータルで52.5%の普及率ということになってはいますが、浜町と西部方面で対比した場合に、この普及率に大きな差がありますか。

○建設水道課長（本間好晴君）　そういう地域別の普及率は、ちょっと調査してございません。

○2番（堀　清君）　ページ数が135ページ、防犯灯のLEDの設置なのですけれども、これは毎年数をふやしていっていると思うのですけれども、全体まで取りかえということは考えているのですか。

○建設水道課長（本間好晴君）　最終的には全てLED化したいなというふうには考えてございません。

○2番（堀　清君）　最終的にはこの球を取りかえることによって、やっぱり電気料等々の節約という形のもの若干でしょうけれども、遂げたものが出されますので、計画的な形の中で実行していてもいいと思います。

そしてあと、2つ目なのですけれども、道路除雪費の中の12番の雪寒車の整備料なのですけれども、今年度はやはり新しい除雪車を購入したということで整備料がかなり減額になっていますけれども、基本的には整備料が高いと私は毎回申し上げているのですけれども、整備料をこれより節約するような形のものというのはできないのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君）　年度によって整備料が上下するのは、26年は除雪車は2年に1回の車検でございますので、車検がある年はどうしても整備料としては支出としては多くなります。壊れなければ整備料も少なく済むのですが、やはり1シーズン使うと、そしてまた普通の自動車みたいに常日ごろ使っているほうが小規模な修繕で済むのでしょうかけれども、夏全く使わないで、そして使う前に整備に出すものですから、結構普通の自動車とはちょっと特殊な費用がやっぱりかかるというところは否めない現実でございます。節約という観点につきましては、その点に十分注

意しながら対応したいというふうに思います。

○2番(堀 清君) 整備する整備工場なのですけれども、基本的には特定の特殊機材ですから、やっぱり技術力だとか、そういうのも関係してくるといのは十分わかるのですけれども、やっぱり特定の要するに整備工場だけに整備してもらっているような形が通年のパターンのように感じられますけれども、地元のやっぱり整備屋さんに行ってみれば、基本的には3業者あるわけなのですけれども、そういう中での例えば相見積もりをとって安いほうに整備を頼むというような形はとることはできないのでしょうか。

○建設水道課長(本間好晴君) 私は3年前に今の部署に来ていまして、なぜこの車がその修理工場に行っているかということにつきましては、やはり慣例的なものがございまして、特定な工場のほうに修繕が偏っていたという事実は私もご指摘のものについては承知をしております。今新しい車が入ったものにつきましては、まだ修理も大きなとか、技術的に必要となる修理でないものであれば違う業者にやっていただく等のほうが対応も可能かなと。それで、そこがどうしても難しいということになれば、また違う業者等をお願いするという形も一つの方法としてあろうかと思っておりますので、そういった視点で偏らない方法も取り入れていきたいなというふうには思っております。

○2番(堀 清君) いいです。

○9番(工藤澄男君) 135ページの15節工事請負費の中の中央栄町線縦断側溝の改修工事についてなのですけれども、これはことしも続けてやっているのでしょうか。

○建設水道課長(本間好晴君) ことしの事業につきましては、たしか10月30日か31日に発注しております。

○9番(工藤澄男君) その場所は、どこからどこまでかわかりますか。

○建設水道課長(本間好晴君) 昨年度は、私のちょっと記憶で間違いあるかもしれませんが、昨年は中野床屋さんから昔の出逢いさんのあの交差点までだったかと。約40メートル区間だと思えます。ですから、ことしはその下に向かってまた同程度の距離を発注してございます。

○9番(工藤澄男君) あと、そうしたら残りは旭町内と浜三町内の側溝、特に浜三側のほうだと思うのですけれども、今後あれだけ古い側溝を何年かけて直すつもりですか。

○建設水道課長(本間好晴君) 1スパン、スパンと交差点になる部分はかなりございまして、今のペース、考え方でいきますと、約40メートルぐらいの両側を進めておりますので、そのペースで、中には既に手がけたところもありますので、そういった考え方でやる計画でおります。

○9番(工藤澄男君) 今まで、去年、ことしとやった分というのは意外と新しい部分であって、仕事もしやすかったらと思うのですけれども、私は何年も議員になってからずっとこの問題を結構取り上げているのですけれども、大体あの道路できたときの側溝がそのまままだに何十年間と埋まっているわけです。それで、本体そのものももう鉄筋も見えたりいろいろしているし、毎年のようにふたが壊れたりしているのですから、やはり40メートルとかというような距離でなくして、思い切って例えば100メートルなりとかというような形で思い切ってやるべきだと思うのですけれども、その点はどうでしょう。

○建設水道課長（本間好晴君） そういった補修が場所によってはすぐわないといったところもあれば、今ふたではなくて要するに管にして置きかえると、そういったことも方法としてはあろうかと思えます。ただ、あそこは冬のある程度の雪をその中で解かして多分重宝されている、そういった利用の仕方が今度できなくなるとかということも考えなければなりませんので、その辺は町内会の方々のご意見等もあろうかと思えますので、そういったご意見も聞きながら今後の対策は考えていく必要があるかと思えます。

○9番（工藤澄男君） 次に、その下の13節の委託料、除排雪委託料でありますけれども、この部分の排雪についてちょっと伺いたいのですけれども、今は港に排雪しておりますよね。それで、いろんな方からいろんな意見が最近また出てきたのですけれども、あの港の中に排雪することによって海の資源がかなり減ったということはご存じですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 資源が減ったという報告は聞いてございません。

○9番（工藤澄男君） あそこに排雪する前は、昆布がすごくおがってございまして、そしてバフンウニがかなりな量あって、漁業者もかなり潤っていたそうです。それで、排雪をするようになってから毎年のように昆布が少しずつ減ってきて、そしてウニもだんだん減ってきたと。そして、今度例えば塩カルのせいであつたり、例えば泥がまじつたりということで、海の底が泥で埋まったような今状態になってきているそうです。それで、要望された方々は何とかよそに、違うところに排雪できないのかと、昔のようにまた昆布なりウニなりがとれるような状態にできないのかというような要望があったのですけれども、どうでしょう。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいまのご意見というのは、一漁業者のご意見というふうには今は捉えましたが、ここの海に排雪した雪を投棄するに当たりましては漁業協同組合との協議のもとに捨ててきている経過がございます。私どもとして、最近の例でいえば新しく今荷さばき所が移りました。管理型衛生施設ということで、あそこから海水を取水しているということも承知しておりましたので、確かに稼働するに当たり私どものほうからあそこに引き続き雪を捨てて問題はないかということをごちらのほうから組合のほうにも打診しております。そのときは影響はないということ、ですから今までどおり、そのためにはある程度の予防策としてはオイルフェンス、そういったものをつけて、設置して今までどおり投棄していいという了解のもとに現在に至っておりますので、そういった形で進めております。ただ、また違った意見等あるいは漁組のほうからそういった要望等あれば検討しなければならぬ問題ではあろうかというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 次のところで137ページ、工事請負費の準用河川冷水川河床埋塞除去工事、これはどの部分を工事したのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 箇所は、今ちょっと図面を持っておりませんので、たしか議会で補正予算でつけていただいて対処したところでございまして、道道998の3差路のちょっと神恵内側の小野寺さん宅のちょうどその裏側から冷水川の河床の土砂を取り除いております。

（何事か言う者あり）

○建設水道課長（本間好晴君） だと思います。古平側です。山に向かって右側……

（何事か言う者あり）

○建設水道課長（本間好晴君） よろしいでしょうか。

（「大体わかりました」と呼ぶ者あり）

○9番（工藤澄男君） それでは次に、これも141ページの工事請負費の栄団地の改修工事なのですが、去年、ことしと屋根の修理やっております。あと、残りあるようですけれども、それをやるのでしょうか。また、ちょっと話によるとやらないでそこを立て壊すというような話も、これはあくまでも聞いた話なのですけれども、そのような話あるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 栄団地の屋根の改修を昨年、そしてことしもやっております。来年もやる予定でおります。これは、公営住宅の長寿命化計画に基づきまして、今のところ順調にその計画どおりに進めております。たしか2棟、今現団地のうち2棟は修繕しないで取り壊す、その部分を駐車場スペースとして活用していただくということで、あとの部分につきましては屋根のふきかえと、それから内窓の改修、これをやる予定で考えております。

○9番（工藤澄男君） この説明資料でいったら、49、50というのが壊す対象になるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 説明資料の110ページの地図の色の塗られていないS49、S50、この2棟は将来的には壊すと、そういう考えでおります。

○9番（工藤澄男君） 終わります。

○委員長（岩間修身君） 次に質疑ございませんか。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） それでは、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時09分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8款土木費、質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 135ページです。LED防犯灯設置工事請負費で、平成26年はこれの額なのですが、LED化することによってガの大群が前に問題になりましたけれども、これによってそういう状況はなくなったという新聞報道された経緯がありますよね。それで、効果があるならと、それに関しては、LED化した目的は、当初は違ったのでしょうかけれども、そういう効果があったということで、さらに推進するべきだという考えでいるのです。それで、先ほど質問された委員からは全ての街路灯についてという、そういう考えから質問がありましたけれども、町内の街路灯、持ち分ですね。その基数、数あるいは道路延長等によってどれくらいの更新率といいますか、そういうのがわかればいいと思うのですけれども、そういう観点からいったら大体どれくらいの割合で平成26年度はおさまったのかなという質問なのですが。

○建設水道課長（本間好晴君） 現状の街路灯の数でございますが、街路灯にも種類ございまして、白鳥のように首の長い街路灯、それから電柱添架にしている、そのタイプさまざまあるのですが、ある程度小さいもの、それから今LED化しているのは昔の裸電球的な丸いかさに電球がついて、

一番それが小さいのですが、そういったものをつけまして、それを街路灯と一口で申しているのですが、その数は今523、台帳上ですが、523個あります。ただ、現状と合わない場合が多々ありますので、とりあえずうちの台帳上では523あります。大型のもの、これが382プラス8です。それと、小型の蛍光灯タイプが24、それと平成25年からLED化事業を進めておりますので、既にLEDになったものが109、それが523の内訳でございます。ですから、523のうち109基がLED化になったとお考えいただければと思います。ただ、残っているものは大型のもので、すごく値段は高いです。今やっているのは1基3万とか、工事費を含めてたしか2万幾らかな、だんだん安くなってきていますので、そういった経費で取りかえ、数としては取りかえましたが、今これから残っているのは大きなものですので、コストは高いし、ポール自体がご存じのように古平町の道路は200海里あたりから道路をすごく直しまして、それと一緒に立派な街路灯をつけました。ですから、年数が相当たって危険だという判断をされているものがありますので、それは優先的にこれからLED化も含めながら更新をしていこうと、そんなふうな考えでおります。

○3番（真貝政昭君） そのページの中段になります。平成26年、平成27年も連続してそうですが、ロータリー除雪車を購入しました。それで、町の除雪車の保有台数が3台ということで、この保管方法なのですが、見ていますと基本的に露出、車庫等に入れないで野外に露出で管理しているという状況なのですが、開発局、それから道の除雪車の保管状況を見ますと建物内に保管して維持管理をするという、そういう方式に見受けられます。他町村の保管状況を見ましても車庫内に保管している状況が一般的でないかと思うのですが、古平町の場合、私が見たとおりの状況なのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） ご承知のとおり、古平町は屋外での保管となっております。強いて言えば除雪ロータリーの部分、あれはシートに包んだ形で、それ以外は日に当たった状態で、通年そういった状態でございます。

○3番（真貝政昭君） 車と同じで、ここは海岸線沿いなので、やはり何もかにも長寿命化の方向で動いていますので、せっかく高額で買ったこういう機械を長もちさせるために、ぜひとも保管方法を考えるべきではないかというふうに、そういうふうに思ったものですから質問しました。

次に、公園管理のことで、139ページなのですが、この文化会館前の公園、これがどういう位置づけになっているかよくわからないので、ここで聞きますけれども、先月でしたか、立木、カラマツ材ですけれども、途中から強伐して、とても見れるような状況の樹木には見えないと。見るからに殺風景な状況になったのですけれども、この強伐の理由について伺いたいのですけれども。

○総務課長（藤田克禎君） 会館前の公園につきましては、総務管轄の土地でございますので、私のほうから質問に答えさせていただきます。

これにつきましては、坂の下にあります民家の方から台風、強風あったときには危険だという、おっかないというお話がございまして、剪定の方法としては芯どめ工法と言うのですけれども、そういった形で芯を押さえるような形で切らせていただきました。

○3番（真貝政昭君） 公園を造成、維持管理していく上で、こういう種類の強伐というのは街路樹なら見たことがあるのですけれども、公園内でこういう強伐というのは見たことないのです。大

抵はあちこちに伸びる枝を摘伐ですか、して強伐には至らないような状況にしてしまうのですけれども、カラマツで倒れたという、強風で倒れたというのは記憶になかったものですから、森林組合と、それから被害があったことがある京極に伺いましたら、カラマツも倒れる場合があるのですね。年数にもよりますし、それから間伐した場合、あり得るということでした。それから言うとな当なことなのでしょうけれども、見るからに見にくい状況を放置するよりは、そうであるならば根元から伐採してしまってやったほうがいいと思うのです。やっぱり見にくいです。

それと、古平町の公園管理上、このカラマツを剪定するというのもうやめたほうがいいのではないかという。その理由は、落葉した葉っぱが屋根材によくはないというのは昔から言われています。鉤に入り込んで、塗装し直すときに邪魔になったり、屋根材そのものを傷めるという、油気のせいでしょうかね。そういうのがありまして、この際全て全伐してしまってやったほうがいいと思います。

それと、森林組合、京極のほうから得た教訓としては、残されたプラタナス類ありますけれども、今後の台風で危ない状況が生まれるだろうと。だから、かわりに違う樹種の、落葉広葉樹を選定することになると思いますけれども、それを早く対応したほうがいいのではないかと強く思いました。老婆心です。

次に伺います。同じページの下のほうになりますけれども、139ページでは下段のほうの建築データ、単価データの使用料がありますけれども、土木でもこのデータ使用料を出していますね。これは、民間業者も利用できるような共通の会社から使用しているのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） この139ページの建築単価データ使用料ですが、土木でも同種の費用、使用料という形で支出してございますが、これは発行元は経済調査会と、それから建設物価調査会、2カ所から合わせて11万8,800円を支出しております。これは、冊子という形で来ておりますので、これは個人の方でもこの調査会に申し込めば購入できるのではないかなと思っております。

○3番（真貝政昭君） 公共、役所側とそれを請け負う民間工事業者、双方から共通のデータを使用しているのであれば、かなり100%に近い見積もりが出てくる可能性が強いということで、役所側としてはそれに対抗するような措置というのは何も一般的には考えていないのでしょうかね。これはあれですか。これを活用して古平町の場合も見積もりとかするのでしょうけれども、どうなのですかね。請負側の情報と、それから発注する側の役所側のデータというのは同じような状況があり得るあれですから、改善策というか、防護策というか、そういうのは何も考えないものなのではないでしょうかね。

○建設水道課長（本間好晴君） ちょっと質問の趣旨がよく理解できていないのですが、古平町が設計をするに当たってはこういったものを、あるいはほかに国が定めている労務単価、それをそのまま北海道が道の労務単価として使っていますので、それはインターネット等で公表しております。古平町も道の労務単価をそのまま利用する形で町の設計等には使っております。そのほかに物価、要するに材料となる部分の単価、そういったものはこういったものから、あるいは道のほうで定めているものもありますので、それは公表されていなかったかなとは思いますが、今真貝さんご質問の改善という、何をどう改善ということがちょっと理解できていません。私ちょっと理解できませ

るので、よろしければその点について再度ご質問いただければと思います。

○3番（真貝政昭君） 今の時点ではちょっとうまく説明できませんので、後ほど伺いますので。ちなみに、以前下水道入札の件でしたけれども、落札率が100%のときがあったのです。そのときに町側の説明としては、同じデータを使っていたので、あり得ると、100%も。そういう説明がされたことがあるのです。競争ですから、なるべく安く落札したいというのが町側の意向でありましょうから、そういうのを避けるという意味での防護策というか、対策というか、そういう趣旨で質問をしたのです。現在のところ、そういう説明しかできませんので、よろしくお願いします。

次です。リフォームの関係です。先ほど説明がありましたけれども、先ほど12件の対象がありまして、7件については下水道設置された件数、5件については違うと、そういう説明がありましたけれども、5件については既に下水道は設置されていた物件ということなののでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） そういうことではなくて、12件の新規下水道接続工事はあったのですが、そのうち7件の方がリフォームの補助金を受けて接続したと。残り5件の方は、リフォームの補助の対象にならなかったということでございます。例えばどういうことかと言いますと、新築のための下水道工事は補助の対象にしてごさいませんので、あるいは古平町内の業者の請け負う下水道は対象になるのですが、町外の指定下水道工事店でやるものについては補助を受けられないと。そういったケースがございまして、補助を受けられなかったところが5件という中身になっております。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、このリフォーム事業を使ってやった事業については7件分、533万8,000円が支出されたということでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 533万8,000円というのは、下水道も一緒にやってリフォームした方ともう下水道は接続して違う屋根だとか、そういったものだけを直したという方も含めまして、全体の補助を受けた方は22件ございます。22件の総額で533万8,000円の補助金を出したと。22件のうち7件が下水道接続に絡むリフォーム工事であったと、そういう理解でお願いしたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） わかりました。

それで、町内の方から要望があった事例なのですけれども、下水道を布設できるエリアに入っているのだけれども、とても敷地等の関係で下水道に接続するにはかなり高額な工事費と、それから敷地的にほとんど不可能、下水道を布設することが不可能と思われる自分のうちについて、このリフォーム事業の資金を活用することは本当にできないのかどうかと。あくまでも下水道をつなぐということを厳格に求められるのだろうかという質問を受けたことがあります。そこら辺の判断については、平成26年は2年目でしたか、どのような判断をされて審査に当たってこられているのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 平成27年度で一応3年目ということで区切りの年になりますが、現状といたしましてはあくまでも下水道をつけなければならない区域のリフォーム補助金につきましては、下水道を接続するためのリフォームは補助の対象にしますが、ついていないところで、下水道を接続していないところで下水道以外のリフォーム費用については補助の対象としてございま

せん。これが基本でございますので、ただ、今後どうするかということは別問題でございますが、つけられないというのは持っている方の主観で恐らくおっしゃっているのだと思います。下水道区域でありながらつけられないというのは、お金をかければつけれるはずなのです、いろんな方法で。掘るとか、あるいは床下を……それは費用はかかりますけれども、そういう恐らく多額になるということで、つけたくてもつけられないという思いがつけられないという表現になってしまっているのかなというのは思います。繰り返しになりますけれども、あくまでも下水道が1つの条件としておりますので、ことし急にそれを改めるという考えはございません。

○3番（真貝政昭君） 説明のように3カ年で一応区切りの考え方として節目を迎えるのでしょうけれども、いろんな要望があるみたいで、そこら辺まで十分町民の要望を聞いて新たにこのリフォーム事業をさらに内容を充実して、町内の経済活性化に向けてやってほしいなと思います。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に9款消防費、142ページから145ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に10款教育費、146ページから171ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○1番（木村輔宏君） ページ数149ページの高等学校生徒遠距離通学費補助金というものの、これは高校がなくなって、やむを得ずと言うと怒られるかもしれませんが、余市なり小樽まで通っている方に対する助成ということですが、これ全生徒、あっちに通っている何名くらいの方に助成しているのですか。

○教育次長（佐々木容子君） 今回この制度、実際対象、支給しましたのは26名になります。小樽市が20名、余市町が6名ということになります。

○1番（木村輔宏君） これは、報酬が幾らかによつては助成していないということもあるのですか。

○教育次長（佐々木容子君） この制度は、世帯の人数によって所得制限を設けております。

○1番（木村輔宏君） ということは、実はこれができたのですけれども、逆に大変だろうと。子供が一生懸命勉強するよということで、下宿させているところもあるのです。そういう方々に対する助成というものは新しく考えられないのか。この決算のときには、そういう考え方なのか、予算をつくったときには考えられなかったのでしょうかね。

○教育次長（佐々木容子君） この制度、26年からスタートなのですが、道で行っています古高の閉校のという補助金、こちらが26年度、当時の3年生が最終ということで、その下の学年が全く補助がないということから町でもということで独自で始めた事業でございますが、当時は道の制度を倣うといいますか、古高に対象にということで古平中学校がまず指定されまして、そこから通うお子さんということで、余市なり小樽なりの普通高校へ通うお子さんを対象ということで、今回町の

ほうでも制度を定めるに当たっては、まず小樽、余市の高校へ自宅から通うお子さんの通学費という設定をいたしました。ただ、道全体の補助でいいますとかなり交通機関いろいろ、交通機関の関係で下宿のお子さんもいらっしゃるということで、道の補助の中では下宿費を見ているというのも現在ございます。

○8番（高野俊和君） 教育振興費、152ページなのですけれども、153の7節の賃金ですけれども、ここに特別支援教育支援員の賃金が出ていますけれども、これは小学校が234万ほど、中学校が78万ほど出ていますけれども、この特別支援員というのは小中学校に勤務している教員ではなくて、他からお願いしている方でしたでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 小中学校の教職員に関しましては、道費負担の職員ということになります。ここでうたっています、また小学校費、中学校費でうたっています特別支援教育の支援員は全額町費で見ている、町単独で町として採用している職員ということになります。

○8番（高野俊和君） ということは、町で採用しているということは小中学校に現職としている教員ではなくて、町内から他にお願いをしているということだと思いますけれども、小学校、中学校、各学校で何人ずつ支援員をお願いをしているのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 小学校に関しては2名、中学校に関しては1名配置をしております。

○8番（高野俊和君） 各学校で、小学校、中学校でその対象となる人数というのはおおむねわかりますか。支援員が必要な対象人数というのはわかりますか。

○教育長（成田昭彦君） 多分対象になる小中の児童生徒の数かなと思いますけれども、それについては低学年、1年生、今私ども習熟度別というのも含めて行っておりますので、1、2年生のクラスに入りまして、そこの部分の授業の補助という形で対応していますので、正確に児童生徒の人数、何人ということとはございません。

○8番（高野俊和君） わかりました。

それと、最後ですけれども、159ページの19節の負担金補助及び交付金で中体連の全道大会参加助成金25万3,000円あると思うのですけれども、26年度に全道大会に出場したクラブ、団体、個人を含めてでもいいのですけれども、何競技ありましたか。

○教育次長（佐々木容子君） ここで出ていますのは中体連の全道大会、バドミントンの大会になります。北斗市で開催されまして、ダブルス1組で2名、それからシングルス1名という、それに引率もつきましてという派遣分をここで補助をしております。

○8番（高野俊和君） 現在古平中学校でクラブとして認められている団体は何団体ですか。

○教育次長（佐々木容子君） 済みません。すぐ手元に資料がないのですが、スポーツ系で言いますと女子バレーボール、男子の野球、それからバドミントンが男子、女子、女子のバレーボールにつきましては単独チームが難しいということで余市のほうとの混合になっていますし、野球のほうにつきましてもことし部員はふえています、積丹との混合ということでつくっております。

○8番（高野俊和君） 男女に分けるともうちょっとふえると思いますけれども、このクラブ活動と認められるということで明確な基準というのがありますか。

○教育長（成田昭彦君） 別に明確な基準というのとはございません。ただ、学校に対応したもので

対応できるものであれば。ただ、中体連として認められている部分というのがございますので、それも指導要領で決まる全道大会まで認められている部分、それから後志大会で終わる部分とございますので、あとは中体連で認められている部分というのは後志中体連、それから全道の中体連で決められた部活ということになりますけれども。

○8番（高野俊和君） 運動能力の高い子は、結構主力のやつは知っているとおりがけ持ちでやっているのです。野球、柔道、剣道やっていますので、そういうことも含めて教育委員会、その辺もある程度のことは認めてもらって、全道大会、中体連の大会には少年団活動でもクラブと一緒に同じような認め方をしているのだらうと思いますけれども、これからも大きくうんと希望があって、クラブに昇格というのは変ですけれども、そういう場合には昇格というのですか、そういうこともあり得るのでしょうか。はっきり6時まで野球、その後柔道とか、その後剣道、かなりやっぱ厳しいのもあるようで、今すぐということではないのですけれども、人数の関係とかいろいろあってかなり難しい問題ではあるのですけれども、今後そういうこともちょっとひっくるめて考えていただいて、こういう少年団活動も中体連の大会においてはクラブ活動と同じ位置で見てほしいということは思っております。答弁は要りません。

○2番（堀 清君） ページ数が153ページ、小学校の経費なのですけれども、光熱水費の金額なのですけれども、これは大概電気代だとかと思っているのですけれども、まず昨年度の場合で大体1年間の分と捉えているのですけれども、当初計算していた金額との差というのはどれくらいありますかね。

○教育長（成田昭彦君） 新築するときに灯油か電気かということでもかなりもめましたけれども、ただ予定どおりの使用量にはなっていないのでございます。ただ、北電が途中で値上げしたという経緯もございまして、その辺を含めると若干予算を上回っているのかなという気はしますけれども、ただこの1,200万の中には今まで建てる前までは給食センターと別々でしたけれども、この中に給食センターのそういった部分も含まれているということをご理解願いたいと思います。

○2番（堀 清君） まず、当初の計画どおりくらいの使い方ということなのですけれども、これをさらなる節約等々をしようとした場合はできますかね。

○教育長（成田昭彦君） 今小学校のほうでもあらゆるところに節電、節電という紙を張ってやっています。当初より体育館においては地熱利用とかもしていますので、そういった面を活用してやっていますので、あとなかなか去年、おとしあたりから比べるとおとしあたりも減ってきていますし、そういった節約はしていただいているのかなと思っています。

○2番（堀 清君） 管理費というのは、本当に毎日のことですので、細かな形の中の管理というものを徹底しないと、なかなか節約には達しないのではないかなという気しますので、金額すごくでかいところですので、きめ細かな管理をしてもらいたいと思います。

以上です。

○7番（山口明生君） 163ページ、お願いします。一番上に古平町社会教育関係団体助成金というのがありますが、これ100万ちょっとあるのですけれども、この助成金の内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

○教育次長（佐々木容子君） 総額103万円となっておりますが、4つの団体に対して支出をしております。読み上げます。文化団体連絡協議会が16万3,000円、古平町PTA連合会が10万円ちょうど、古平町生涯学習推進協議会が5万6,000円、そしてスポーツ少年団本部が71万2,000円となります。

○7番（山口明生君） 最初の3つは、おおむね金額的にもそんなに高くはないと理解はできていますが、最後のスポーツ少年団でしたっけ。この71万2,000円というのは非常に大きな額だなと感じるのですが、主な使い道等おおむねわかる範囲で教えていただきたいと思います。

○教育次長（佐々木容子君） 71万2,000円のうち、野球少年団本部に対して44万円、剣道少年団に対して10万円、柔道少年団に対しても10万円ということで、64万円がまず各少年団への助成金というふうになっております。残りのほうは、なかなか一般会計のほうで賄えないような小さな消耗品ですとか、あとは少年団本部としての運営の費用ということで71万2,000円ということになります。

○7番（山口明生君） このスポーツ少年団に対する助成というのは、少年団のほうではおおむね満足されているものなのでしょうか、それとも当然お金は幾らあってもいい、足りるということはないと思うのですが、おおむねそれで賄えているのか、もう少し違った意味で必要な部分があったりとかの要望とかがあるのでしたら教えていただきたいと思います。

○教育次長（佐々木容子君） 担当段階のほうには上がってきているのかもしれませんが、私のほうまではちょっと聞いておりません。もしかしてもう少し要望がということがあるのかもしれませんが。さっき64万円は各団体へと振りかえたのですが、突発的な何か大会に出場するというようなことでその参加費が必要というような事案があれば、またそういう分は追加で出したりということもしていますので、要望にはできるだけ沿いたいなどはと思いますが、限られた予算の中でというのが第一かなというふうに考えています。

○7番（山口明生君） わかりました。

○3番（真貝政昭君） 149ページの高校生の通学費補助なのですが、対象人数、実際に活用している人数をもう一度説明をお願いします。

それと、3カ月ごとにまとめてやっていますよね。それで、所得制限を設けていますので、利用者はそれがわからないはずで、領収書なりを持ってきて、それでひっかかってはじかれたという数は実際にどのくらいの件数なのか、お願いします。

○教育次長（佐々木容子君） 人数のほうでございしますが、住民票で拾いました3学年のトータルが64名となっておりますが、この中には道の補助を受けている学年もありまして、そういった方を差し引きますと39名がまず町の補助対象ということになります。申請を受け付けたわけですが、6名の方は申請をしないということで33名から申請を受け付けました。そして、所得の調査を行った結果で26名が決定、7名が所得を超過しているということで交付には至らなかったということでございます。

あと、3カ月ごとですが、まず4月、5月の段階で1度制度のお知らせを、初めての制度ということで制度についてお知らせの文書というのを対象者皆さんのほうにお送りしていますので、その中では所得の額というものも明らかにしております。ですから、それを見て申請をしなかったという方もいらっしゃるし、そういうものを踏まえて申請をされて、調査の結果、通らなかったと

いう方もいらっしゃるという状況です。その後、決定になりましたということで通知をさせていただいてから改めて四半期ごとの、3カ月ごとの請求をしていただいているという流れとなっています。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、申請をしなかった6名については所得制限をオーバーしたかどうか分からないということですよ。わかりました。

それで、今の説明を受ける限り、せっかく領収書を持って期待を持って行ったけれども、はじかれるという父母にしてはやはりちょっとショックというような印象を受けると思うのです。この所得制限というのは、考え物だというふうに私は思います。これがあるために、持っていてもひょっとしてはじかれたら恥をかくだけだという思いも対象者にはあるでしょうし、最初からちょっと門前払いっぽい感じの制限かなという、そういう実感をします。考え物だというふうに思います。

それで、もう一つ聞きたいのですけれども、道でやっていたときの作業の流れですけれども、想像なのですけれども、各学校の事務で取り扱っていたはずですから、毎月領収書を持っていったら助成がされるという仕掛けをつくっていたのではないかと。それを考えますと、とても便利な対象者が利用しやすいやり方をしていたのではないかとというふうに思うのですが、実際どうだったのでしょうかね。

○教育次長（佐々木容子君） 道の申請のシステムにつきましては、今委員おっしゃったように学校の事務のほうへ定期券を持っていくと、そこで事務のほうでコピーをとってということで、それが年度初めに1度請求行為を行って、その都度その都度、お子さんによっては毎月定期を買うごとに手続をされるお子さんもいらっしゃるかもしれませんが、ためてということもあるかもしれませんが、請求をした翌月に支給ということで、4月に実績ということで精算をするという流れになっているようにございます。

○3番（真貝政昭君） それで、実際町で助成するように切りかわっても通っている生徒たちは道が助成していたところに基本的には通っていくのですから、対象者がとにかく金銭的な負担を軽くするための制度ですから、やはり原因をつくったのは道ですから、道教委を通じて町内の生徒が通っている学校の事務と連携をとり合って、道教委のほうからもっと簡単に父母の負担のことを考えてやってもらえるような流れをつくるべきでないか、つくれるのではないかとというふうに思うのです。

それと、先ほど言った所得制限ですけれども、やっぱり申請しない家庭が出てくるだとか、それから積丹は半年に一遍です。だから、こういうふぞろいみたいなことをなくするためにも毎月順調に親の負担を考えて事務的な作業をできるような仕掛けをぜひともやるべきでないかと思うのですが、私のほうからも直接道教委のほうに要望しますけれども、町のほうからもやるべきではないかと思うのですが、できると思うのです。どうですかね。

○教育長（成田昭彦君） 真貝委員と私も全く同じでして、毎年2回、公立学校の配置計画、新しい高校づくり推進室と私どもと会います。その中で、いつも申請し続けているのですけれども、5年間の経過措置でなくて、これをずっと道のほうで続けてほしいということは道の教育委員会協議会を通じて道のほうに要望は上げております。道の要望の回答については、交付税措置もされているので、それはそれで賄ってほしいという要望しかもらっていませんけれども、これは道の教育

委員会協議会の中でも継続して要望していこうということになっております。そういったものを申す場もありますので、そういった中で今真貝委員おっしゃったようなことも要望してまいりたいと思いますので、私どもも頑張りますけれども、真貝委員さんのほうでもお願いできればと思います。

○3番（真貝政昭君） 次に、その下段のスクールバスなのですが、現在新地方面の児童生徒を対象に小学校まで運んでおりますけれども、御崎町のほうから見ますと、かなり低学年にとってはかなりの距離を歩いて、ちょうど保健堂さんのところでしょうかね。あそこまで歩かせるという状況なんかでは、天候次第ではかなり、特に新入生にとっては負担になることが、そういう声が寄せられたのです。何とか低学年向けに、住んでいる箇所は毎年動きますからあれでしょうけれども、そういう改善策というか対応策というのは柔軟に対応できるのではないかと思うのですけれども、決まったこととして指定管理者か何かだったかな、頼んでいるのかな。柔軟に対応できるのではないかと思っているのですけれども、現状はどうなのでしょうかね。

○教育次長（佐々木容子君） 入船町の保健堂さんの前からスクールバス、新地分はスタートするのですが、4月の入学すぐの時期ですと親御さんが多分本町、丸山町、御崎町に住んでいらっしゃる方だと思うのですが、自分の車で保健堂さんの近くまで乗せてきて、そこでおろしてというのを何度か見たりというのがあります。やはり天気の悪い時期でしたので、小さい、多分入学したてのお子さんだったと思うのですが、そういうお子さんを歩かせるのにということで多分そうやってされているのだろうなというふうには私も見ていました。このコースにつきましては、コミュニティバスとの関連、時間的な関連もありますので、今ここですぐ距離を延ばしてどうこうというお話はできないのですが、いろいろと状況に合わせて検討をする余地はあるのかなというふうに考えています。

○3番（真貝政昭君） 次に、小中学生の就学援助の対象人数なのですが、小中のそれぞれの児童数と実際に就学援助の対象となった人数はどのようになっていますか。

○教育次長（佐々木容子君） まず、小学校でございますが、平成26年度、全児童数は96名です。そのうち要保護となっております児童が1名、準要保護の認定となっている児童が42名です。中学校につきましては、全生徒数が61、要保護認定が1、準要保護の認定が18となっています。

○3番（真貝政昭君） これで申請して外れた件数というのはわかりますか。

○教育次長（佐々木容子君） 小学校、中学校、両方にお子さんがいらっしゃる世帯もございまして、小学校で1件、中学校で1件が所得制限で非認定となっております。

○3番（真貝政昭君） 165ページです。海洋センターの箇所で質問しますけれども、ことしは天候の関係でロードレース大会は行われたけれども、体育館内でいろいろと申し込み等やられまして、そこで起きたことは、特に女性トイレのほうですけれども、使用不可能の状況に間もなくなくなりましたね。それで、この古平町の水洗トイレの状況が話題になりまして、新しい小学校についてもちょっと怪しい状況があると。それから、文化会館はふだん使っていますけれども、やっぱり1階も2階も水量といいますか、非常に弱いと。何が問題かということで、もともとの下水につなぐ勾配というのですか、それが弱いのか、それから水圧が弱いのか、この2つでないかと。中学校でもそれがどうもあるようで、ほほえみくらすはちょっとわかりませんが、何か古平町の水洗について

て弱点があるように思うのです。余市でもいろんな大会出ていますけれども、使用不能になるというような状況というのはないように経験では思うのです。なぜ古平であちこちでそういう状況があるのか。そういうのを検討されたことないでしょうか。ことしは、もう完全にBGのほうでは使用不能状態で、外のトイレを利用するという状況が生まれたのです。何か大きなイベントをやるときは、ちょっと考え物だなという実感を受けたものですから。

○教育次長（佐々木容子君） 文化会館のトイレに関しましては、私も毎日使っているのですが、やはり弱いのかなという部分が若干感じられることはあります。今おっしゃっていた海洋センターの部分なのですが、詰まってという部分はプール側のトイレになるのですが、センター本体のトイレもあるのですが、女性の方がプールのほうの更衣室のほうで着がえられて、そこでプール側のトイレに入られてということだったのですが、少し紙を多く流してしまったようで、少し流れがということで使用不可能ということになりましたが、通常ですとセンター側のトイレはそういうこともないということですので、プール側のトイレのほうの施工、今委員のおっしゃったような部分があるのかどうか、そこまではちょっとまだ把握はしていませんが、何かしらの問題はあるのかもというところでおります。

○委員長（岩間修身君） 真貝委員、質疑の途中でございますが、20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時19分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10款教育費、質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 小学校で、先ほど堀委員からも質問のあった光熱水費です。

○委員長（岩間修身君） 何ページですか。

○3番（真貝政昭君） 153ページになります。新しくなって、丸々電動を過ごしたのは平成26年度は2年目ですか。そうしたら、平成25年度でしたかね。たしか光熱水費は1,200万くらいというような記憶があるのですけれども、これを見ると200万ほどふえているのですけれども、そのとおりですか。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩します。答弁調整のため休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時20分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○教育次長（佐々木容子君） 24年度、25年度と26年度で3年間ですが、24年度、光熱費総額で1,230万ほどですが、若干減り傾向にあります。水道、下水道料金も含まれておりますが、水道、下水道はほぼ横ばいということで、実は電気料が値上げをしているのですが、実質料金としては下がって

いるということで、去年と比べていただきますと去年の電気料は1,108万3,000円、26年度は1,106万5,000円ということで、年間2万円ほどですが、値上がりをした割には額の総体としては若干下がっているということになります。

○3番（真貝政昭君） それにしても平成24年度については、北電が値上げした後の数字でしたか。

○教育次長（佐々木容子君） 大きな値上げは、26年の途中からになります。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、当初は設計、施工の段階で教育委員会のほうから出てきたオール電化のランニングコストというのは約700万弱だったのです。それは計画であって、実際は1,100万くらいになったということですか。

○教育次長（佐々木容子君） 前にもお話ししたかどうかなのですが、この小学校の電気料には給食センターのオール電化の調理器具の電気料というのも全て入っておりまして、ですから小学校だけで冬の暖房で考えますとそれぐらいかもしれません、実際決算の時点ではその給食センターの分も含まれているということで大体1,000万超え、1,100万円という状況となっております。

○3番（真貝政昭君） このランニングコストの資料なのですが、平成22年の6月の資料ですけれども、この資料の中には給食センターも含まれているのですよね。厨房、給湯、空調、床暖、換気、含めて約300万弱で入っているのです。ですから、計画段階では給食センターも含めての数値であって、計画と実際は違うというのは、それはあり得ることなので、これを責めるわけではないのです。確認です。それで聞いたわけです。それで、値上げをしたのに抑えられているということは何ですかね。学校関係については、さほど値上げの影響というのはいくらかの値上げだというふうには押さえればいいのか。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のために暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○教育次長（佐々木容子君） 古平小学校分、北電の料金でいきますと約13%ほどの値上げということで当初動いておりました。節電、節電というお話さっきもあったのですが、蓄熱をしてという学校ですので、寒くなってからいきなり暖房のスイッチを入れて一気に温度を上げるとどうしても負荷がかかるということで、極端に前からではないのですが、来週そろそろ雪マークがつきそうだというところ、徐々に徐々に少しずつ暖房をとということで、ある程度温まった状態で寒い時期を迎えるというようなことがかなり節電につながっているというお話がありまして、そういう節電の方法がだんだん学校の中でもわかってきたのかなという部分を押さえております。

○3番（真貝政昭君） 興味を持ったのは、値上げされたのを下げるために原発の再稼働だとかと北電のほうで盛んに宣伝しますもので、どれぐらいの影響が出たかというのが関心事の一つです。

それと、もう一つは余りにも節電ということで、本来の計画では当初のやり方で快適な空間で子供を教育するというのが主眼なので、妙に節電意識を強めて健康を悪化させるだとか、そういうこ

とのないような、そういう教育環境であってほしいなど、そういう趣旨でちょっと詳しく聞きました。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款職員給与費、15款予備費、172ページから181ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に実質収支に関する調書と財産に関する調書、198ページから211ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 210ページの基金なのですが、資料でいいますと124ページの基金残高になりますけれども、基金残高が平成26年度で棒グラフですけれども、13億8,000万ほど、それで本表の210ページのほうの決算年度末の合計欄ですけれども、15億6,600万という数値、それと206ページの出資による権利というところで、特に北海道市町村備荒資金組合積立金というのがありますね。これは、ある面貯金と考えれば、この基金残高という見方なのですけれども、どのような見方をしたら一番わかりやすいかなど。町民から見て、古平町財政の懐ぐあいというのを見る場合、備荒資金も含めたそういう見方が正しいのではないかというふうに思うのですけれども、どうですか。

○財政課長（三浦史洋君） それぞれの表で書いているとおりのものでございます。まず、一番少ない金額は説明書の基金の推移、124ページですが、基金残高、それぞれ財調、減債から特定目的基金を入れて13億8,000万円ほどの残高です。決算書の部分では、それに加えて土地開発基金と。一般会計のところになっていきますけれども、全体の基金、貯金を入れてございます。土地開発基金と、あと国保、簡水、下水の基金といういわゆる基金の合計でございます。それが現金で15億6,600万円余りということです。ご質問の中で備荒資金組合ございましたが、これは基金でございません。備荒資金組合には、まず災害等に対応するため、この備荒資金組合に北海道の市町村あらかた入ってございます。その団体が小さな団体では5,000万円が普通納付金として基準、これは積んでおかなければならないものだ。それに加えて、ただそれを超してもいいよと、超しても預けておいていいよということで超過納付金ということがあります。古平町では、備荒資金組合の超過納付金は25年度に5,000万円を積みさせていただきまして、残高、日付は27年の5月に通知来ております。ことしの5月に数値が来ました27年3月末現在の残高としましては、普通納付金が千円単位で7,806万6,000円、超過納付金が5,088万8,000円ということで、都合その2つを足した備荒資金組合に古平町が納付している、持っているお金は合計1億2,895万5,000円です。貯金と申しますか、捉え方はあくまでも基金のほう貯金ということで、備荒資金の部分については災害対応ということで、ただ超過納付金の5,000万円余りの部分はその都度おろして使えるものということでございます。

○3番（真貝政昭君） 追加して積み立てたときの説明では、利子狙いという、そういうのがありましたよね、利率がいいということで。その利率狙いの部分での平成26年度の額というのは、どの

程度なのですかね。

○財政課長（三浦史洋君） 利率といいますか、超過納付金につきましては約0.80%が配分率という言葉を使っていますけれども、考え方としては年利です。そういう金額が組合さんが運用して、結果的に0.80%ということになってございます。ちなみに、普通納付金は1%ちょうどに固定してございます。

○3番（真貝政昭君） その配分率の1%、0.8%というのは実額で一般会計に入ってくるものなのですか。

○財政課長（三浦史洋君） それは違います。納付している部分、それに上積みしていくということとでございます。先ほど申しました納付現在高、超過納付金では5,088万8,000円というのは、利率0.80%の部分の金額が35万7,000円ほど足ささって5,088万8,000円の現在高になっています。

○3番（真貝政昭君） 最初の約束された1%のほうの何千万かというやつは、人質にとられたお金であって、返ってくることはないというふうに見たほうがよいお金というふうに捉えたほうがいいのでしょうか。

それと、備荒資金組合で運用していると言いましたよね。年金のほうでも運用して大損していますよね。そういう心配はないのでしょうか。そういうのに対するあった場合の対応策なのですかけれども、そんなのは了承済みの話なのではないでしょうか。株だとか証券だとかいろいろやっているのでしょうか。そういう内容が町村のほうには、今までは報告されないでできているのでしょうか、どのような運用状況なのかということが。それが備荒資金組合と古平町との関係では必要ではないかと思うのですが。

○財政課長（三浦史洋君） 1点目のほうですが、普通納付金の部分は人質というのではなくて、組合の構成している団体がそれを積まなかったら組合の存在意義がありません。どのような場合に普通納付金が使えるか、おろすというか、戻してもらって使えるかは災害が発生したときに応急復旧事業なり、その他の災害の費用に充てるために普通納付金を取り崩して使用できますということです。

2点目の運用は、組合のほうで運用しているので、厳しい質問なのですがけれども、当然債券なりを買って運用していると思いますが、完璧な答えは今できないので、済みません。

（何事か言う者あり）

○3番（真貝政昭君） 終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終了いたします。

それでは次に、一般会計歳入の質疑を行います。16ページ、1款町税から19ページ、5款株式等譲渡所得割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に18ページ、6款地方消費税交付金から19ページ、9款地方交付税まで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 地方消費税交付金です。例年聞いているのですけれども、消費税でこれだけ入ってきて、一般会計で消費税でどれだけダメージを受けているかという質問です。説明資料ではどこでしょうか。16ページになりますか。28節までありますけれども、ここで消費税にかかわる部分があるはずで、それを合計して消費税、26年度は8%でしたか。8%ですね。それで計算すると、歳出のほうの消費税負担額は幾ら、差し引きで幾らという形が出てくると思うのですが、それを説明お願いします。

○財政課長（三浦史洋君） そのお答えではないのですけれども、説明資料の16ページで支出の款ごとにやってございます。昨年答弁した部分につきましては、消費税が入っているであろう区分で言うと11、12、13、14、15、16、ちょっと飛ばしまして18番とか、そのようなものを次の合計金額から、その金額を集計しまして108分の8ですか、を掛けてお答えしたような気がしております。それをやったほうがいいでしょうか。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時44分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） お答えします。

説明書の先ほど言った区分の部分を足してみました。その金額が千円単位で申しますと7億3,151万6,000円です。8%の消費税が入っていると見まして、108分の8を掛けまして、消費税が幾ら入っているかといいますと5,418万6,000円です。3%上がったのですから、増税分といいますと8%、8で割りまして3%部分、3を掛けました。千円単位、2,031万9,000円という数字が出てきます。

○3番（真貝政昭君） 前年は億単位ではなかったですか。先ほど億単位の支出というふうに出ていましたけれども、工事額が下がったのでしょうかね。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時46分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） 消費税であろうと見込まれる部分は、委員おっしゃるには1億円出ていたと申しましたけれども、25年度は大きな建設事業がありました。その部分で税率は5%でしたけれども、かなり消費税があるということです。

以上です。

○委員長（岩間修身君） 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に20ページ、10款交通安全対策特別交付金から23ページ、12款使用料及び手数料まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に24ページ、13款国庫支出金から37ページ、16款寄附金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に38ページ、17款繰入金から45ページ、20款町債まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、これで平成26年度一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

◎延会の宣告

○委員長(岩間修身君) ただいま一般会計決算の審議が終わりました。

質疑の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) よって、本日はこれで延会することに決しました。

延会 午後 3時49分